４　騒音・振動・低周波音

４．１　騒音

計画地及びその周辺における騒音の状況等を調査し、工事中における建設機械の稼働及び工事用車両の走行、供用時における施設の稼働及び施設関連車両の走行に係る騒音の影響について、予測及び評価を行った。

（１）現況調査

ア　調査項目

本事業に伴う騒音の影響について予測及び評価するための基礎資料を得ることを目的として、次の項目について調査を行った。

（ア）騒音の状況（環境騒音及び道路交通騒音）
（イ）地形及び工作物の状況
（ウ）土地利用の状況
（エ）発生源の状況
（オ）自動車交通量等の状況
（カ）関係法令等による基準等

イ　調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

ウ　調査方法等

（ア）調査地点

ａ　騒音の状況

調査地点は、図 4.4.1－1 及び表 4.4.1－1 に示すとおり、川崎事業所の北側、南側敷地境界の２地点、工事用車両及び施設関連車両の走行ルート沿道の１地点とした。

表 4.4.1－1　騒音調査地点

区　分	調査地点	備　考
環境騒音	地点Ａ	川崎事業所の北側敷地境界付近
	地点Ｂ	川崎事業所の南側敷地境界
道路交通騒音	地点１	国道 409 号北側 （中瀬２丁目）

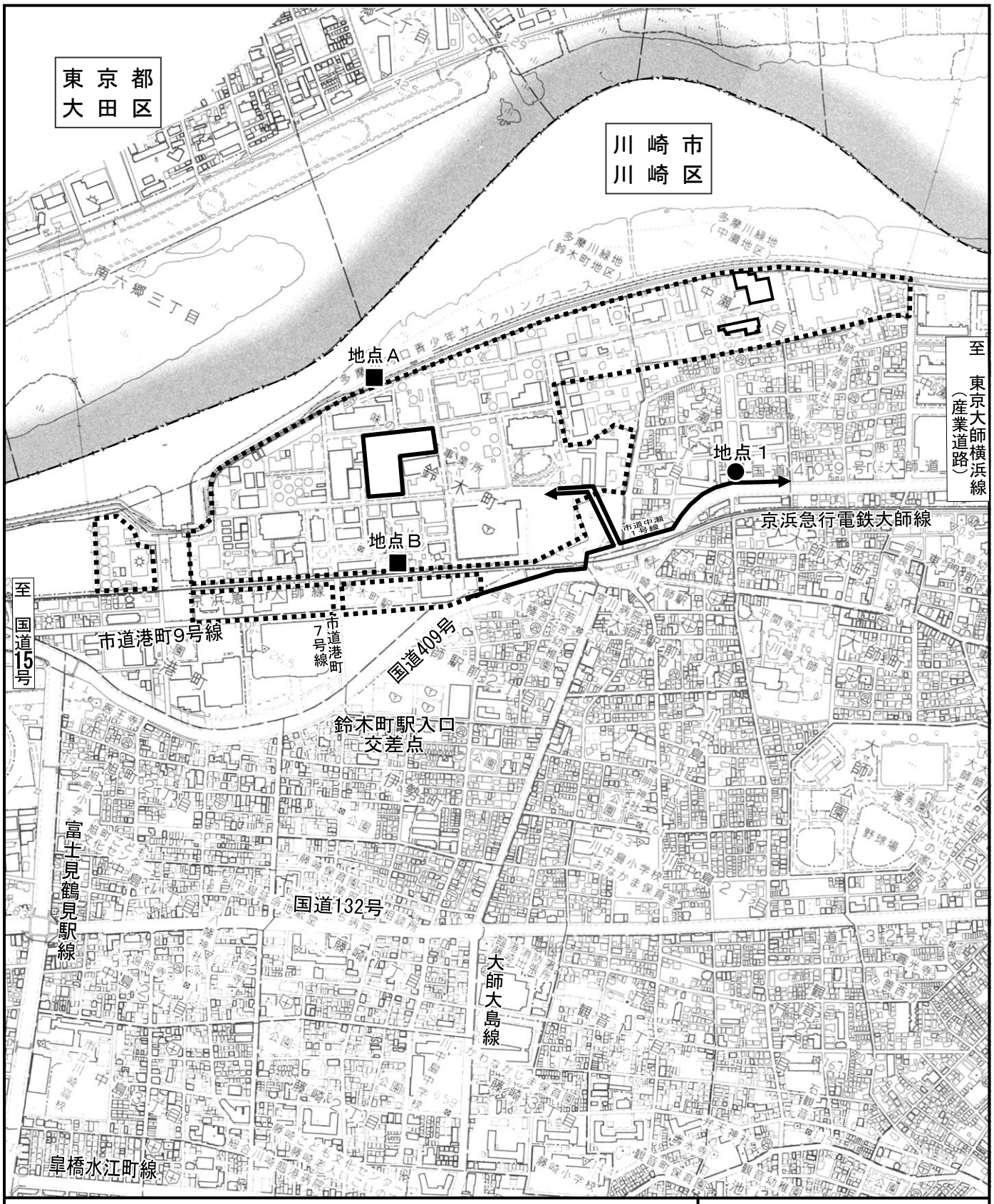

凡　例

- 計画地
- 川崎事業所
- 都県界
- 工事用車両走行ルート（大型車）
- 施設関連車両走行ルート
- ■ 環境騒音調査地点
- ● 道路交通騒音調査地点

この地図は、川崎市発行の10,000_川崎区図（H28 年３月）を使用したものである。

N

1：10,000

0　100m　200m　400m

図 4.4.1－1　騒音現地調査地点図

b　自動車交通量等の状況

調査地点は、工事用車両及び施設関連車両の走行ルートである国道 409 号を対象とした。調査地点は、「７　地域社会　７．１　地域交通（交通混雑、交通安全）」（278 ページ参照）に示す。

（イ）調査期間・調査時期

a　騒音の状況

調査日及び調査時間帯は、表 4.4.1－2 に示すとおりとした。

表 4.4.1－2　調査日及び調査時間帯

区　分	調査日及び調査時間帯
環境騒音	平成30年３月13日（火）12時～14日（水）12時（24時間）
道路交通騒音	平成30年１月25日（木）６時～22時（16時間）

b　地形及び工作物の状況

現地踏査時期は、平成 30 年 1 月 24 日(水)とした。

c　土地利用の状況

「ｂ　地形及び工作物の状況」と同様とした。

d　発生源の状況

「ｂ　地形及び工作物の状況」と同様とした。

e　自動車交通量等の状況

調査時期は、次のとおりとした。

・自動車交通量

平成 30 年 1 月 25 日(木) 6 時～22 時（16 時間）

・道路状況（道路構造、規制速度）

平成 30 年 1 月 24 日(水)

（ウ）調査方法

a　騒音の状況

調査方法は、「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年　環境庁告示第 64 号）に準拠し、計量法第 71 条に定められた普通騒音計を用いて、「環境騒音の表示・測定方法」（JIS Z 8731）に定められた調査方法によった。測定条件は、以下のとおりとした。

マイクロホンの高さ	：地上高 1.2m
周波数補正回路	：Ａ特性
普通騒音計の動特性	：Ｆａｓｔ

b　地形及び工作物の状況

地形図等の既存資料による調査及び現地踏査により把握した。

c　土地利用の状況

地形図、都市計画図等の既存資料による調査及び現地踏査により把握した。

d　発生源の状況

地形図等の既存資料による調査及び現地踏査により把握した。

e　自動車交通量等の状況

「７　地域社会　７．１　地域交通（交通混雑、交通安全）」（281 ページ参照）に示す方法により行った。

f　関係法令等による基準等

次の関係法令等の内容を整理した。

・「環境基本法に基づく環境基準」
・「騒音規制法の規制基準」
・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく騒音の規制基準」
・「地域環境管理計画の地域別環境保全水準」

エ　調査結果

（ア）騒音の状況

a　環境騒音

環境騒音（等価騒音レベル）の調査結果は、表 4.4.1－3 に示すとおりである。調査結果の詳細は、資料編（資料５－１、資－49 ページ参照）に示す。

等価騒音レベル（L_{Aeq}）は、昼間で地点Ａが 51.6 デシベル、地点Ｂが 49.9 デシベル、夜間で地点Ａが 50.9 デシベル、地点Ｂが 45.1 デシベルとなっており、地点Ａの夜間を除き環境基準を満足している。

表 4.4.1－3　環境騒音の調査結果（L_{Aeq}）

単位：デシベル

調査地点	等価騒音レベル（L_{Aeq}）			
	昼間（６時～22時）		夜間（22時～６時）	
		環境基準注)		環境基準注)
地点Ａ	51.6	60	50.9	50
地点Ｂ	49.9		45.1	

注）環境基準は一般地域（Ｃ類型）の基準を用いた。
　なお、環境騒音の値は、環境基準と比較するために、鉄道騒音を除外した。

b　道路交通騒音

道路交通騒音（等価騒音レベル）の調査結果は、表 4.4.1－4 に示すとおりである。調査結果の詳細は、資料編（資料５－１、資－49 ページ参照）に示す。

等価騒音レベル（L_{Aeq}）は、69.1 デシベルとなっており、環境基準を満足している。

表 4.4.1－4　道路交通騒音の調査結果（L_{Aeq}）

単位：デシベル

調査地点	路線	等価騒音レベル（L_{Aeq}）	
		昼間（６時～22 時）	
			環境基準注)
地点１	国道 409 号	69.1	70 以下

注）環境基準は、幹線道路を担う道路に近接する空間の値を用いた。

（イ）地形及び工作物の状況

計画地及びその周辺は、多摩川下流部の三角州性低地に位置する標高（T.P.：東京湾平均海面）約３ｍ程度の比較的平坦な地形となっている。

工作物については、計画地は川崎事業所内にあり、大部分が更地で一部にテント倉庫がみられる。また、周囲は川崎事業所の既存の工場、倉庫等となっている。

（ウ）土地利用の状況

計画地を含む川崎事業所は、工業地域に指定されている。川崎事業所周辺の用途地域は、西側が工業地域、東側は工業地域及び第二種住居地域となっている。北側は多摩川となっており、用途地域は定められていない。南側の国道409号沿道は工業地域のほか、準住居地域、準工業地域に指定されている。

（エ）発生源の状況

計画地周辺の主な発生源としては、既存の工場及び周辺の事業所等の施設のほか、京浜急行電鉄大師線の鉄道及び国道 409 号を走行する自動車交通などがあげられる。

（オ）自動車交通量等の状況

「７　地域社会　７．１　地域交通（交通混雑、交通安全）」（291 ページ参照）に示すとおりである。

（カ）関係法令等による基準等

a　環境基本法に基づく環境基準

騒音に係る環境基準は、表 4.4.1－5 に示すとおりである。

計画地は、工業地域に指定されていることから、騒音に係る環境基準はＣ類型の値（昼間：60 デシベル以下、夜間：50 デシベル以下）が適用される。

また、国道 409 号沿いの道路交通騒音測定地点は、国道であることから、

幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（昼間：70 デシベル以下、夜間：65 デシベル以下）が適用される。

表 4.4.1－5　騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準（一般地域）

時間の区分／地域の類型	昼間	夜間
	6 時～22 時	22 時～６時
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
Ａ及びＢ	55 デシベル以下	45 デシベル以下
Ｃ	60 デシベル以下	50 デシベル以下

※騒音に係る環境基準について：平成 10 年９月 30 日環告 64
※地域の類型　AA：川崎市については該当する地域はない。
Ａ：第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域
Ｂ：第一種・第二種住居地域、準住居地域、その他の地域
Ｃ：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

時間の区分／地域の類型	昼間	夜間
	6 時～22 時	22 時～６時
Ａ地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
Ｂ地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域及びＣ地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

※騒音に係る環境基準について：平成 10 年９月 30 日環告 64
※車線とは１縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
※幹線交通を担う道路に近接する空間を除く

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値	
昼間	夜間
6 時～22 時	22 時～６時
70 デシベル以下	65 デシベル以下
［備　考］個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

※騒音に係る環境基準について：平成 10 年９月 30 日環告 64
※「幹線交通を担う道路」とは高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては４車線以上の区間に限る）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。（平成 10 年９月 30 日　環大企第 257 号）
２車線以下の車線を有する道路　　15 メートル
２車線を超える車線を有する道路　20 メートル

b　騒音規制法の規制基準

騒音規制法に基づく特定工場及び特定建設作業に係る規制基準は表 4.4.1－6(1)、(2)に示すとおりである。

計画地は、工業地域に指定されていることから、特定工場等に係る規制基準の第３種地区の規制基準が適用される。また、近隣にキディ鈴木町・川崎

保育園があるため、特定建設作業に係る第１号区域の規制基準が適用される。

c　川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく騒音の規制基準

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく事業所において発生する騒音の規制基準は表4.4.1－6(1)に示すとおりである。

計画地は工業地域であるため、第３種地区の基準値（昼間：70デシベル、朝・夕：65デシベル、夜間：55デシベル）が適用される。また、計画地北側については「その他の地域」に隣接しているため、本条例の騒音の規制基準の決定方法による基準（昼間：62.5デシベル、朝・夕：57.5デシベル、夜間：50デシベル）が適用される。

表4.4.1－6(1)　特定工場に係る騒音の規制基準及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく騒音の規制基準

地区[注1)]	用途地域	昼間 午前８時から 午後６時まで	朝・夕 午前６時から 午前８時まで 午後６時から 午後11時まで	夜間 午後11時から 午前６時まで
第１種	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の地域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第２種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第３種	工業地域	70デシベル	65デシベル	55デシベル
	工業専用地域[注2),注3)]	75デシベル	75デシベル	65デシベル

注１）地区については、地域環境管理計画に基づく地域別環境保全水準で定められた区分である。
注２）工業専用地域については、騒音規制法に基づく規制基準の適用はない。
注３）川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく規制基準は、騒音規制法と同様の値であるが、工業専用地域についても基準を定めている。
注４）川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく規制基準について、事業所が他の用途地域に隣接する場合で、当該事業所の属する用途地域の許容限度（Ｓ）が当該隣接する地域の許容限度（Ｓ’）より大きいときに適用される許容限度は、（Ｓ＋Ｓ’）÷２となる。

表 4.4.1－6(2)　特定建設作業に係る騒音の規制基準

騒音の大きさ	作業時間		１日あたりの作業時間		同一場所における作業時間	作業日
	第１号区域	第２号区域	第１号区域	第２号区域		
敷地境界で85デシベルを超えないこと	午後７時から翌日午前７時までの時間内でないこと	午後10時から翌日午前６時までの時間内でないこと	10 時間を超えないこと	14 時間を超えないこと	連続６日を超えないこと	日曜日その他の休日ではないこと

注１）第１号区域：第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途が定められていない地域、工業地域のうち学校・保育所・病院・図書館・老人ホーム・幼保連携型認定こども園等の施設の敷地の境界線から 80 メートルまでの区域
注２）第２号区域：工業地域のうち、前号の区域以外の区域
注３）工業専用地域は除く

d　地域環境管理計画の地域別環境保全水準

地域環境管理計画の地域別環境保全水準は、建設工事に係る騒音については、「生活環境の保全に支障のないこと。」、道路に係る騒音については、「環境基準を超えないこと。」、工場等に係る騒音については、「生活環境の保全に支障のないこと。」と定められている。これらの具体的な数値等は、川崎市環境影響評価等技術指針に示されており、工場等に係る騒音については、騒音規制法及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく騒音の規制基準（表4.4.1－6(1)参照）、建設工事に係る騒音については、騒音規制法の規制基準（表4.4.1－6(2)参照）と同様の値となっている。また、道路に係る騒音については環境基準（表4.4.1－5参照）と同様の値となっている。

（２）環境保全目標

環境保全目標は、地域環境管理計画の地域別環境保全水準を参考に、表 4.4.1－7 に示すとおり設定した。

表 4.4.1－7　騒音に係る環境保全目標

<table>
<tr><th colspan="2">環境影響要因</th><th>環境保全目標</th><th>具体的な数値等</th></tr>
<tr><td rowspan="2">工事中</td><td>建設機械の稼働</td><td>生活環境の保全に支障のないこと。</td><td>計画地は工業地域に指定されていることから、特定建設作業に係る規制基準「敷地境界において85デシベル以下」とする。</td></tr>
<tr><td>工事用車両の走行</td><td>環境基準を超えないこと。</td><td>国道409号は、国道であることから、幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準「昼間：70デシベル以下」とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">供用時</td><td>施設の稼働</td><td>生活環境の保全に支障のないこと。</td><td>計画地は工業地域である。なお、計画地最寄りの川崎事業所北側敷地境界は多摩川に接しており、用途地域がその他の地域に指定されている。これらをふまえ、騒音規制法及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく規制基準として、次のとおりとする。
上段：川崎事業所南側敷地境界
下段：川崎事業所北側敷地境界
（工業地域とその他の地域の規制基準の平均値）
<table>
<tr><th>昼間
（８時～18時）</th><th>朝・夕
（６時～８時、
18時～23時）</th><th>夜間
（23時～６時）</th></tr>
<tr><td>70デシベル以下</td><td>65デシベル以下</td><td>55デシベル以下</td></tr>
<tr><td>62.5デシベル以下</td><td>57.5デシベル以下</td><td>50デシベル以下</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>施設関連車両の走行</td><td>環境基準を超えないこと。</td><td>国道409号は、国道であることから、幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準「昼間：70デシベル以下」とする。</td></tr>
</table>

（３）予測及び評価

ア　建設機械の稼働に係る影響

（ア）予　測

a　予測項目

予測項目は、建設機械の稼働に係る騒音レベルとした。

b　予測地域・予測地点

予測地域は、図 4.4.1－2 に示すとおり、予測時期における工事内容を踏まえ、最大レベル地点が含まれると想定される計画地から 200ｍの範囲を基本とし、東側と南側については住居等があることから、範囲を広げ 400ｍとした。また、予測高さは地上 1.2ｍとした。

c　予測時期

予測時期は、工事期間の中から、工事の種類や使用機械の機種、台数等を考慮して、騒音の音響パワーレベルの合成値が大きくなると想定される工事開始後４ヵ月目とし、表 4.4.1－8 に示すとおりとした。影響が大きくなる時期の設定根拠は、資料編（資料１－１、資－１ページ参照）に示す。

表 4.4.1－8　予測時期

予測時期	工事内容	主な建設機械
工事開始後 ４ヵ月目	土工事 基礎工事	バックホウ（0.1～0.7m^3） ラフタークレーン（25～80ｔ） コンクリートポンプ車（４～10t） コンクリートミキサー車（２～4.5m^3） 発電機（250kVA）

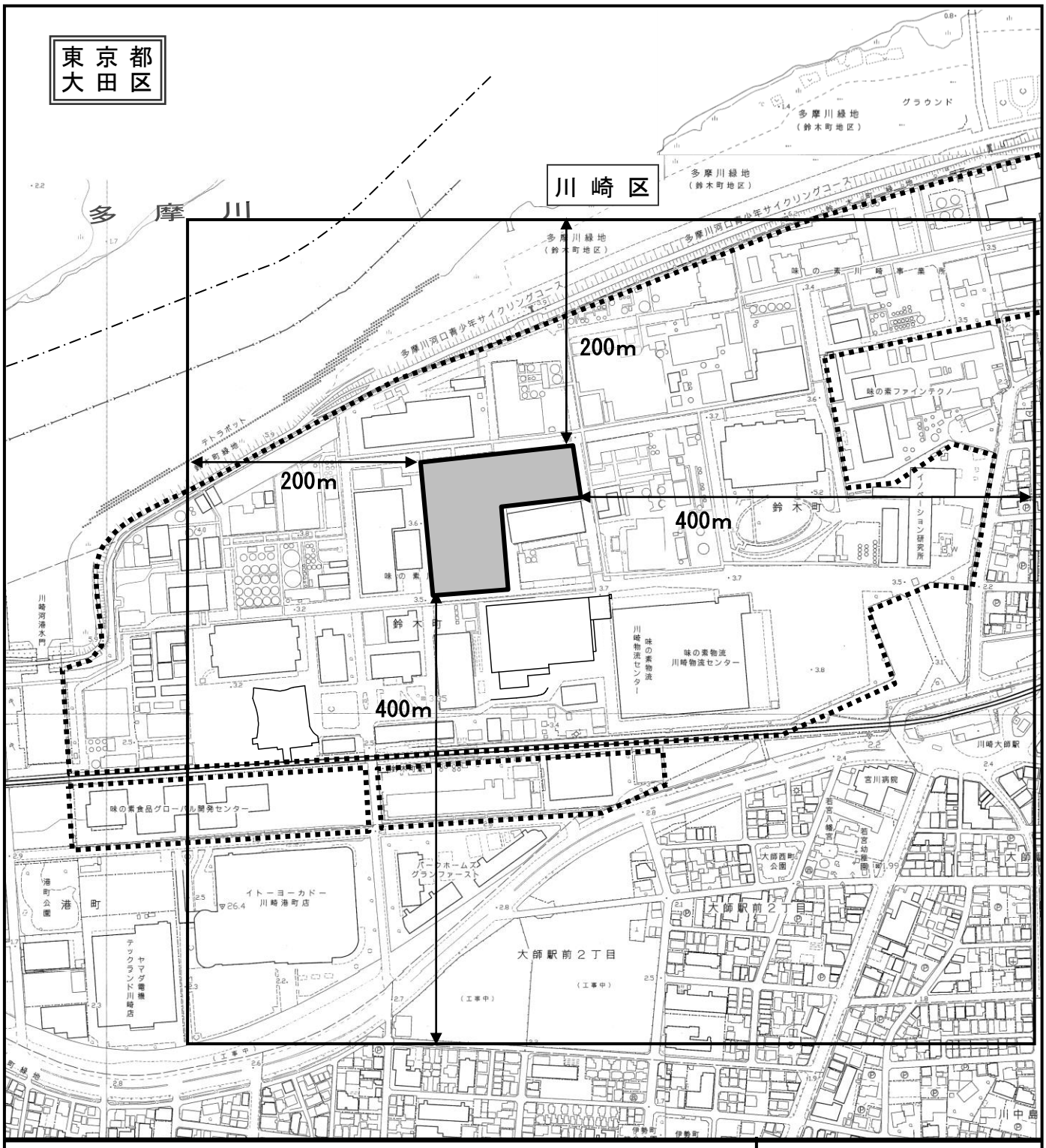

凡　例

計画地

川崎事業所

予測範囲

N

1：5，000

0　50m　100m　200m

この地図は、川崎市発行の 1:2,500 川崎市都市計画基本図「六郷橋」「大師」「羽田本町」（H27 年 3 月）を編集し、使用したものである。

図 4.4.1－2　建設機械の稼働に係る騒音予測範囲図

d　予測方法

建設機械の稼働に係る騒音の予測手順は、図 4.4.1－3 に示すとおりとした。また、予測式は、点音源の伝搬理論式により行った。予測式の内容は、資料編（資料５－２、資－54 ページ参照）に示す。

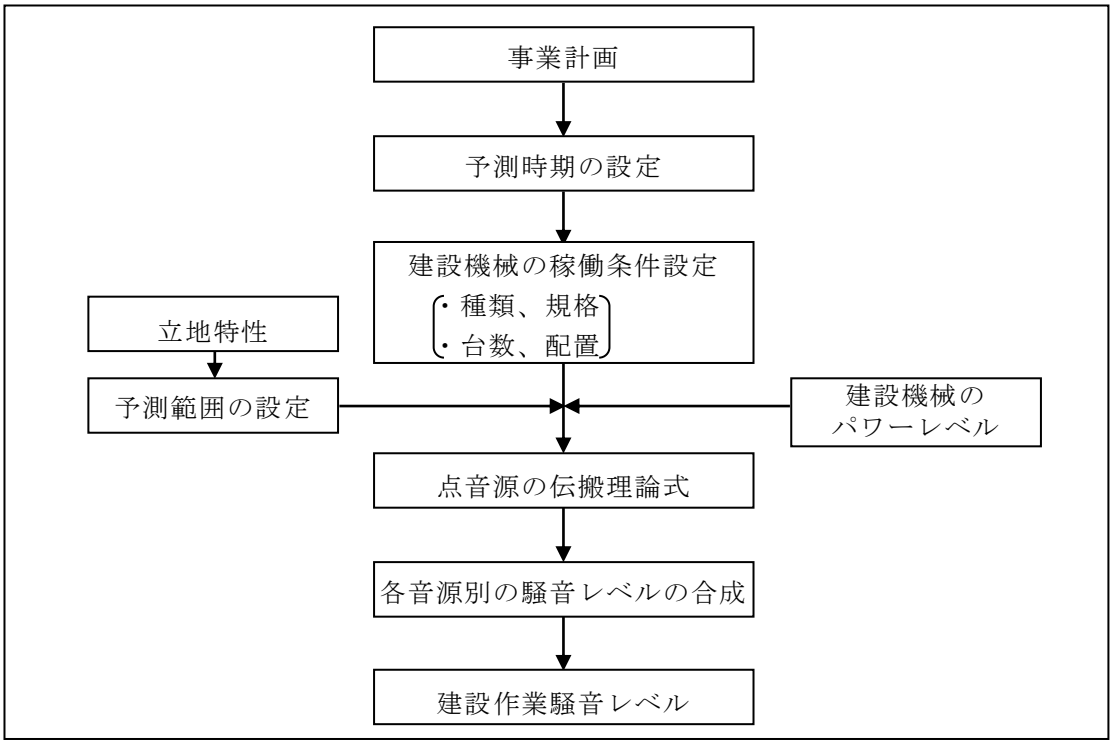

図 4.4.1－3　建設機械の稼働に係る騒音の予測手順

e　予測条件

建設機械の配置は、施工計画をもとに図 4.4.1－4 に示すとおりとした。また、建設機械の音源条件は、既存資料等をもとに表 4.4.1－9 に示すとおり設定した。なお、計画地周辺には、川崎事業所内の既存の建物等があるが、予測にあたっては、これらの建物等による遮へい効果は考慮せず、建設工事のみの影響について予測を行った。

表 4.4.1－9　建設機械の稼働に係る騒音予測の音源条件

機　械	規　格	稼働台数 （台）	パワーレベル （デシベル）
バックホウ	0.1～0.7m^3	9	105
ラフタークレーン	25～80 t	3	117
コンクリートポンプ車	4 ～10 t	1	113
コンクリートミキサー車	2 ～4.5m^3	1	113
発電機	250kVA	1	102
合　計		15	－

注）パワーレベルの値は、１台当たりの値である。
出典：「建設工事騒音の予測モデル“ASJ CN-Model 2007”」（平成 20 年　日本音響学会誌 64 巻４号）
「建設工事に伴う騒音･振動対策ハンドブック〔第３版〕」（平成 13 年２月　(社)日本建設機械化協会）

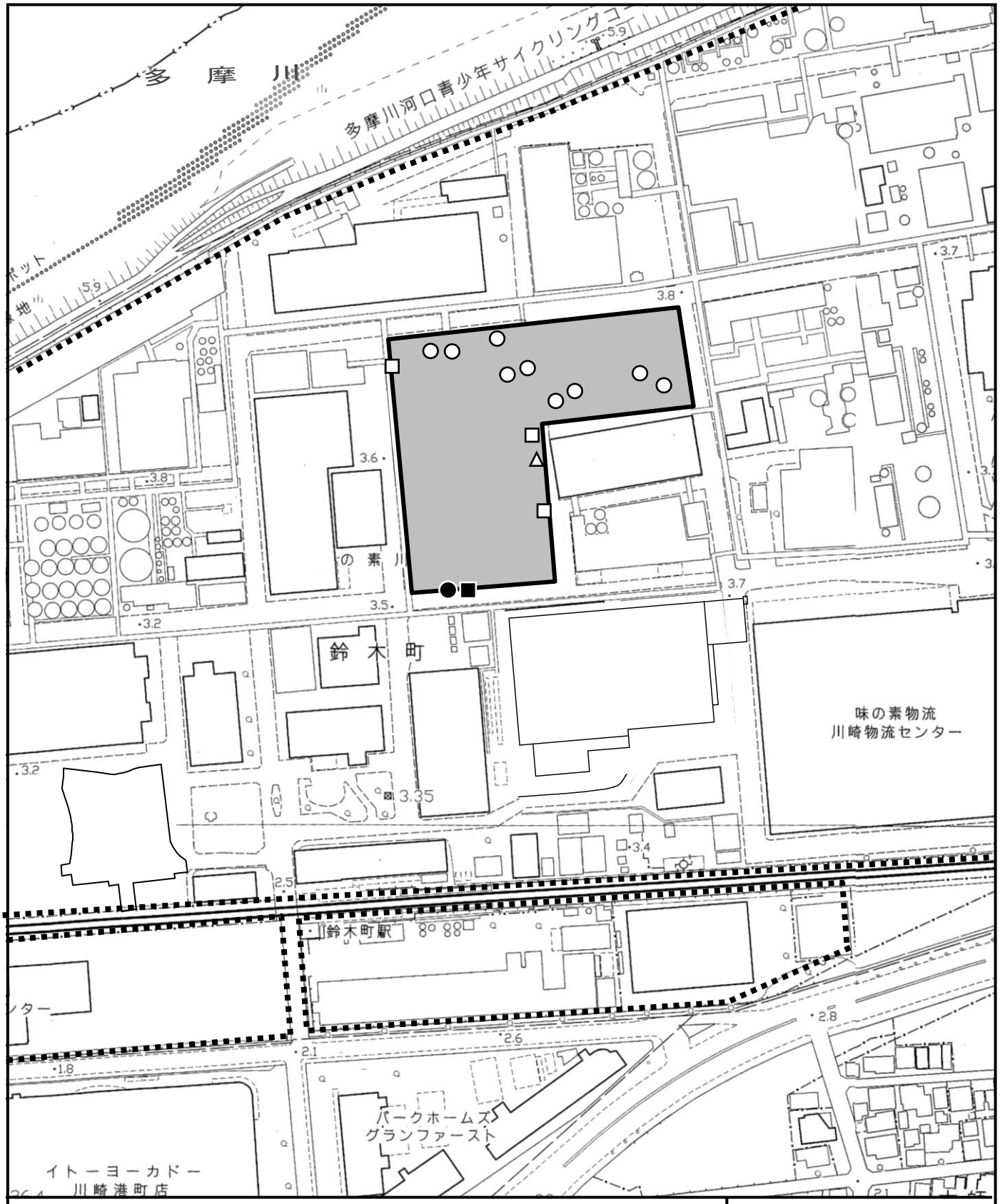

凡　例

計画地

川崎事業所

○ バックホウ（0.1～0.7m³）

□ ラフタークレーン（25～80ｔ）

■ コンクリートポンプ車（４～10ｔ）

● コンクリートミキサー車（２～4.5m³）

△ 発電機（250kVA）

この地図は、川崎市発行の 1：2,500 川崎市都市計画基本図「六郷橋」「大師」「羽田本町」（H27 年３月）を編集し、使用したものである。

N

1：2，500

0　25m　50m　100m

図 4.4.1－4　建設機械の配置図（工事開始後４ヵ月目）

f　予測結果

建設機械の稼働に係る騒音の予測結果は、表 4.4.1－10 及び図 4.4.1－5 に示すとおりである。

建設機械の稼働に係る騒音レベルの最大値は、川崎事業所北側の敷地境界で 73.3 デシベルとなり、環境保全目標（85 デシベル以下）を満足するものと予測する。

表 4.4.1－10　建設機械の稼働に係る騒音の予測結果

単位：デシベル

予測地点	予測結果（L_{Amax}）	環境保全目標
騒音の最大レベル地点	73.3	85 以下

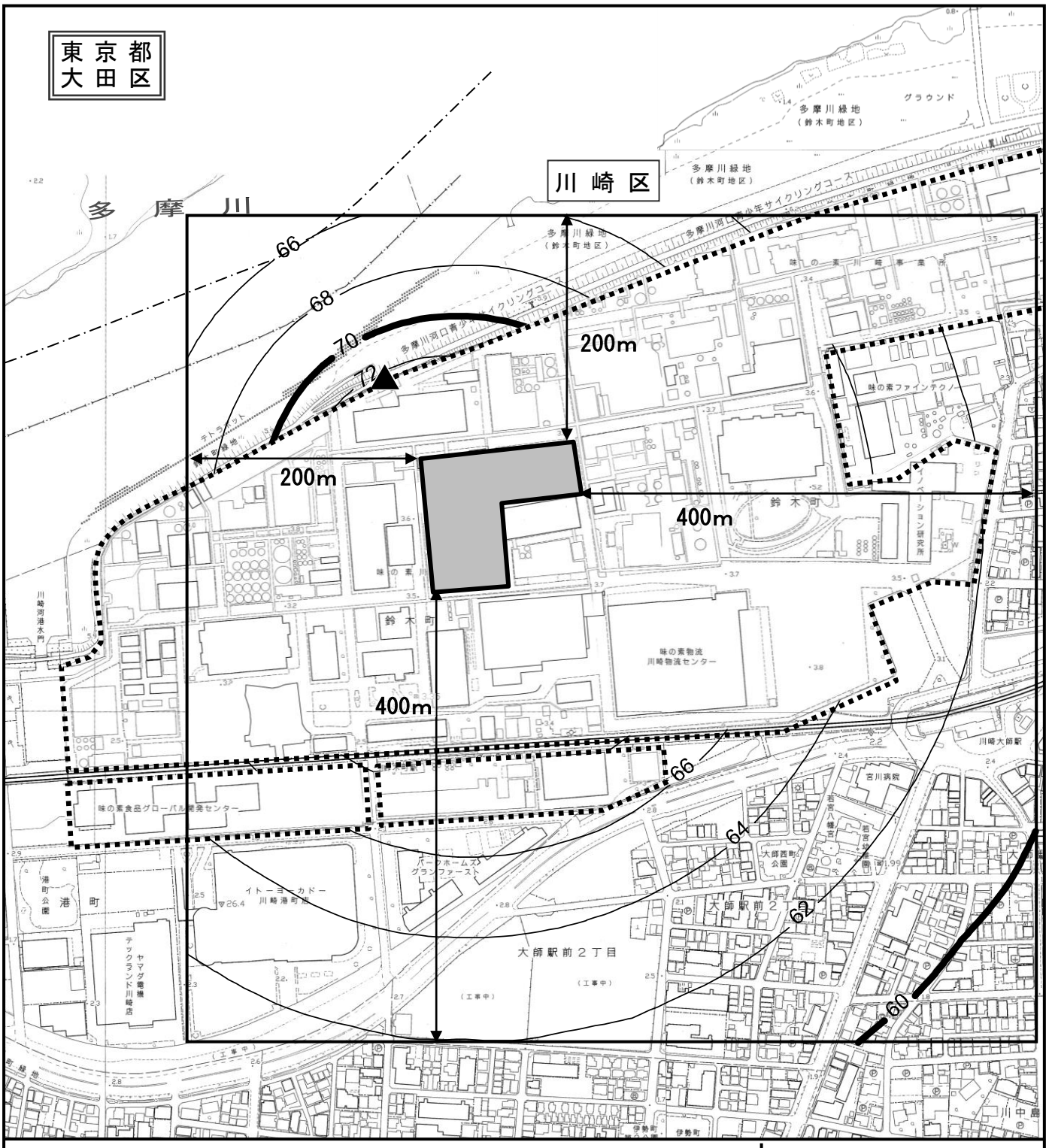

凡　例

- 計画地
- 川崎事業所
- 予測範囲
- 等騒音レベル線（単位：デシベル）
- ▲ 最大レベル地点（73.3デシベル）

N

1：5，000

0　50m　100m　200m

この地図は、川崎市発行の1:2,500川崎市都市計画基本図「六郷橋」「大師」「羽田本町」（H27年3月）を編集し、使用したものである。

図4.4.1－5　建設機械の稼働に係る騒音予測結果図（工事開始後４ヵ月目）

（イ）環境保全のための措置

本事業では、騒音の影響を低減するために、次のような措置を講じる計画である。

・可能な限り最新の低騒音型建設機械を使用するとともに、集中稼働を避け、効率的な稼働に努める。
・建設機械による負荷を極力少なくするための施工方法や手順等に十分に配慮する。
・建設機械のオペレーターに対して、不要なアイドリングや空ふかしをしないよう、工事管理業者が指導を行う。
・工事の始業前に建設機械の点検を行い、整備不良・劣化等による騒音を防止する。
・計画地の敷地境界には、騒音計を設置し、工事期間中、連続してモニタリングを行う。
・土曜・祝日に工事を行う場合には、極力騒音の発生の少ない作業を行う。

（ウ）評　価

建設機械の稼働に係る騒音レベルの最大値は、川崎事業所北側の敷地境界で73.3デシベルとなり、環境保全目標（85デシベル以下）を満足するものと予測する。

さらに、本事業では、可能な限り最新の低騒音型建設機械を使用するとともに、集中稼働を避け、効率的な稼働に努めるなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。

イ　工事用車両の走行に係る影響

（ア）予　測

a　予測項目

予測項目は、工事用車両の走行に係る騒音レベルとした。

b　予測地域・予測地点

予測地点は、工事用車両の走行ルート沿道において現地調査を行った地点とし、図 4.4.1－1（184 ページ参照）に示した１地点とした。また、大型車は川崎事業所を左折イン、左折アウトで出入りすることから、沿道への影響が大きくなる国道 409 号の北側車線を対象に予測を行った。予測高さは、地上 1.2mとした。

c　予測時期

予測時期は、工事期間中で大型車の台数が多くなる時期（ピーク日）とし、工事開始後３ヵ月目とした。影響が大きくなる時期の設定根拠は、資料編（資料１－１、資－1 ページ参照）に示す。

d　予測方法

工事用車両の走行に係る騒音の予測手順は、図 4.4.1－6 に示すとおりとした。また、予測式は、日本音響学会式（ASJ RTN-Model 2013）を用いた。予測式の内容及び将来一般交通量による騒音レベルの補正値は、資料編（資料５－３、資－55 ページ参照）に示す。

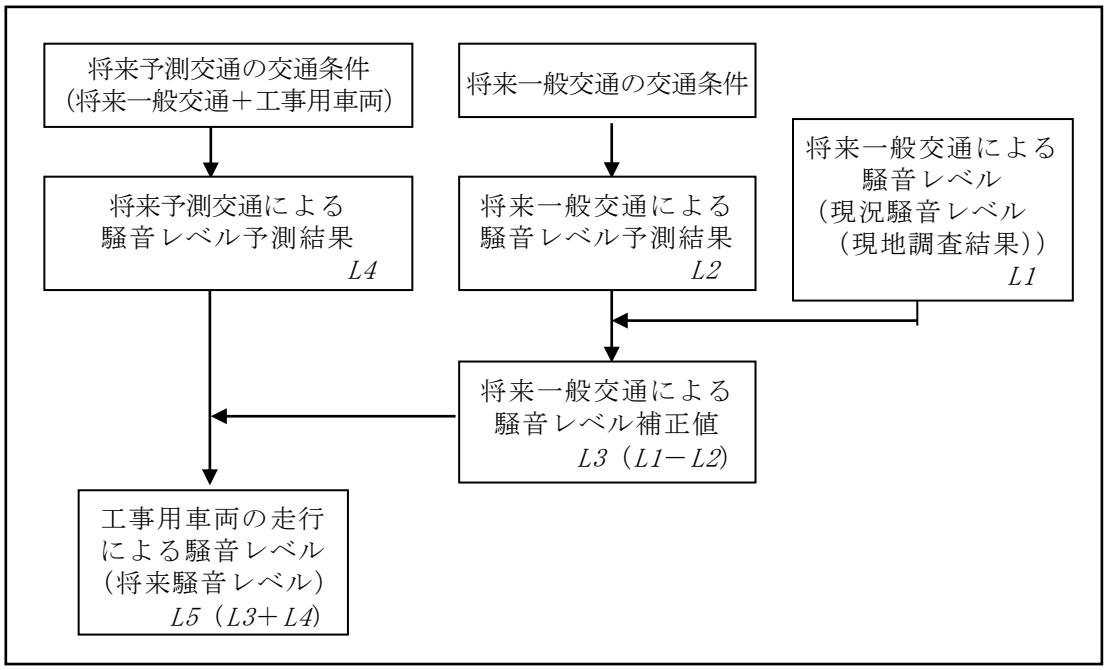

図 4.4.1－6　工事用車両の走行に係る騒音の予測手順

e　予測条件

（a）予測時間帯

予測時間帯は、工事用車両の走行する時間帯（７時～20 時）を考慮し、騒音に係る環境基準の昼間の時間区分（６時～22 時の 16 時間）とした。

（b）交通条件

予測に用いる交通条件を以下に示す。なお、詳細な内容は資料編（資料８－２、資－94 ページ参照）に示す。

①　将来一般交通量

将来一般交通量は、現況交通量と同様とし、現況調査結果を基に表 4.4.1－11 に示すとおり設定した。

表 4.4.1－11　予測地点の将来一般交通量（16 時間断面交通量）

単位：台/16 時間

予測地点	道路名		大型車	小型車	合計
地点１	国道 409 号	至　東京大師横浜線（産業道路）	1,175	4,795	5,970
		至　国道 15 号	1,190	6,763	7,953
		断　面	2,365	11,558	13,923

注）地点１の交通量は、交差点Ａの断面ｄ（至　国道 15 号）の値を用いた。
交差点及び断面の位置は、「７　地域社会　７．１　地域交通（交通混雑、交通安全）」（289 ページ参照）に示す。

②　工事用車両台数

工事用車両台数は、表4.4.1－12に示すとおりとした。

表 4.4.1－12　予測地点の工事用車両台数（16 時間断面交通量）

単位：台/16 時間

予測地点	道路名		大型車	小型車	合計
地点１	国道 409 号	至　東京大師横浜線（産業道路）	130	5	135
		至　国道 15 号	0	5	5
		断　面	130	10	140

③　将来予測交通量

将来予測交通量は、表 4.4.1－13 に示すとおり、①将来一般交通量に②工事用車両台数を加えた台数（①＋②）とした。

表 4.4.1－13　予測地点の将来予測交通量（16 時間断面交通量）

単位：台/16 時間

予測地点	道路名		大型車	小型車	合計
地点１	国道 409 号	至　東京大師横浜線（産業道路）	1,305	4,800	6,105
		至　国道 15 号	1,190	6,768	7,958
		断　面	2,495	11,568	14,063

（ｃ）走行速度

走行速度は、対象道路の規制速度を用いるものとし、表 4.4.1－14 に示すとおりとした。

表 4.4.1－14　走行速度

予測地点	道路名	走行速度
地点 1	国道 409 号	50km/時

（ｄ）道路条件

予測地点の道路横断面構成は、図 4.4.1－7 に示すとおりである。

（ｅ）音源位置

音源の位置は、図 4.4.1－7 に示すとおりであり、車線の中央に配置した。音源高さは、路面上とした。

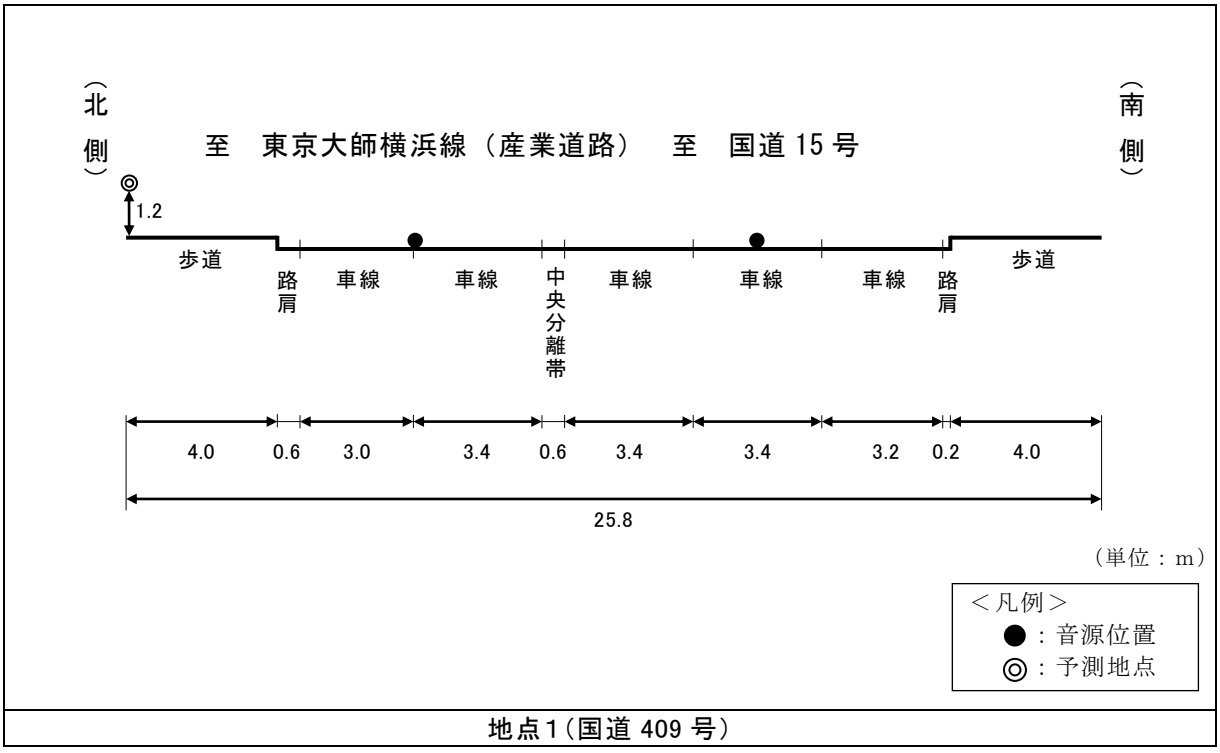

地点1（国道 409 号）

図 4.4.1－7　道路横断面構成及び音源の位置

f　予測結果

工事用車両の走行に係る騒音レベルの予測結果は、表 4.4.1－15 に示すとおりである。

工事用車両の走行に係る騒音レベルは、地点１で 69.3 デシベルとなり、環境保全目標（昼間：70 デシベル以下）を満足するものと予測する。

表 4.4.1－15　工事用車両の走行に係る騒音レベルの予測結果（L_{Aeq}）

単位：デシベル

予測地点	時間区分	現況騒音レベル *L1*	将来騒音レベル *L5*	増加量（*L5*－*L1*）	環境保全目標
地点１（国道 409 号北側）	昼間	69.1	69.3	0.2	70 以下

注）*L1*、*L5* は、図 4.4.1－6 の番号にそれぞれ対応している。

（イ）環境保全のための措置

本事業では、騒音の影響を低減するために、次のような措置を講じる計画である。

・工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行う。
・工事用車両の不要な空ふかし、急加速等の高負荷運転の防止、アイドリングストップ等のエコドライブの指導を工事管理業者が行う。
・工事の始業前に工事用車両の点検を行い、整備不良・劣化等による騒音の上昇を防止する。
・工事用車両(通勤車両)については、利用台数の抑制を図るため工事業者への相乗りを促す。
・川崎市域の産業道路の沿道環境保全のため、迂回できる場合は他の道路を利用するとともに、産業道路を走行する際には、中央寄りの車線を走行するよう指導する。

（ウ）評　価

工事用車両の走行に係る騒音レベルは、地点１（国道409号北側）で69.3デシベルとなり、環境保全目標（昼間：70デシベル以下）を満足するものと予測する。

さらに、本事業では、工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行うなどの環境保全のための措置を講じることから、沿道の生活環境に著しい影響を及ぼすことはないものと評価する。

ウ　施設の稼働に係る影響

（ア）予　測

a　予測項目

予測項目は、施設の稼働に係る騒音とした。

b　予測地域・予測地点

予測地域は、「ア　建設機械の稼働に係る影響」（191 ページ参照）と同様に、計画地から 200ｍの範囲を基本とし、東側と南側については住居等があることから、範囲を広げ 400ｍとした。

また、予測高さは地上 1.2ｍとした。

c　予測時期

予測時期は、供用時において施設の稼動が定常の状態となる時期とした。

d　予測方法

施設の稼働に係る騒音の予測手順は、図4.4.1－8に示すとおりとした。また、予測式は、伝搬理論式により行った。予測方法の内容は、資料編（資料５－４、資－57ページ参照）に示す。

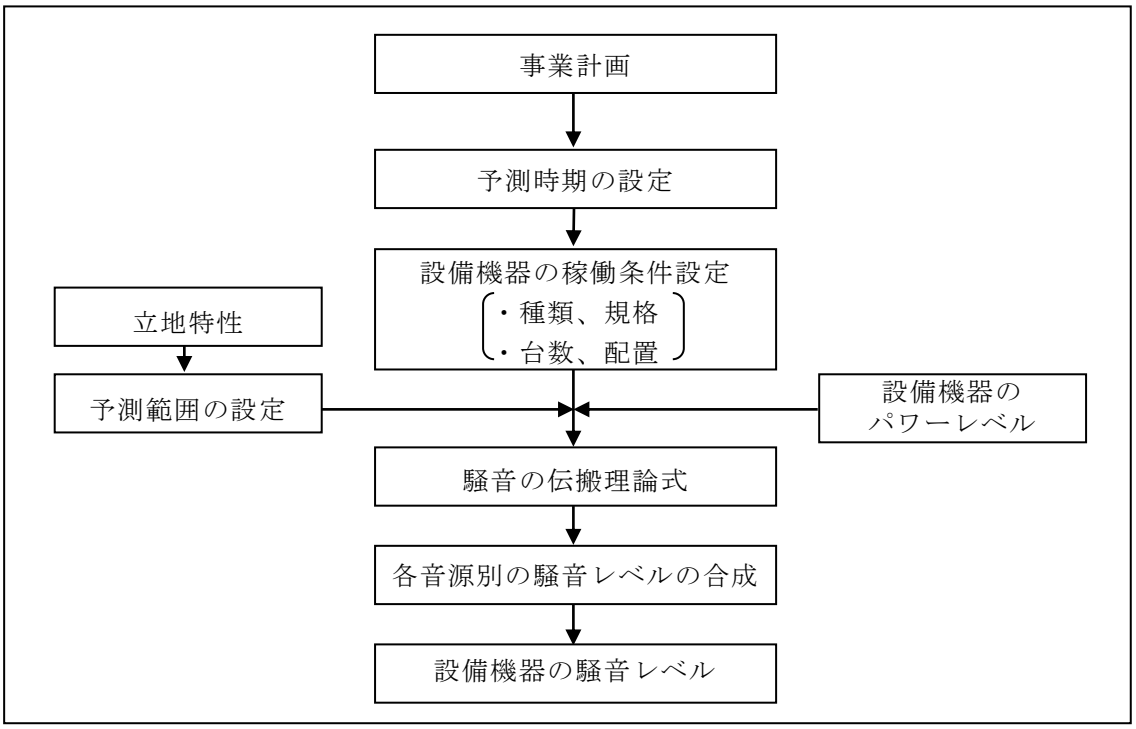

図 4.4.1－8　施設の稼働に係る騒音の予測手順

e　予測条件

（ａ）予測時間帯

予測時間帯は、施設の稼働時間（24時間）を考慮し、騒音規制法等の時間区分である朝（６時～８時の２時間）、昼間（８時～18時の10時間）、夕（18時～23時の５時間）及び夜間（23時～６時の７時間）の４区分とした。

（ｂ）音源条件

音源として配置する設備機器の種類、台数及び騒音レベルは、表4.4.1－16(1)、(2)に、設備機器の配置場所は、図4.4.1－9(1)～(9)に示すとおりである。

設備機器の詳細については、資料編（資料５－４、資－57ページ参照）に示す。

表4.4.1－16(1)　施設の稼働に係る騒音予測の音源条件

設置場所		機器名称	設置台数（台）	騒音レベル注2）（デシベル）
１階	パレタイズ室注1）	パレタイザー	6	76
	コンプレッサー室	コンプレッサー	6	66
	空調機械室	空調用エアハンドリングユニットブロワー	1	95
３階	充填室(1)	缶充填機	1	81
		カップ用充填機	3	84
	包装室(1)	カップ用スープ箱詰め機	1	84
	充填室(4)	プレミアムスープ充填機	1	83
		キューブ用成形機	3	88
	包装室(4)	キューブ用パウチ挿入機	1	84
	サイロ室	サイロ原料受入用ブロワー	1	90
		サイロ原料乾燥機供給用ブロワー	1	82
		サイロ原料乾燥用送風機	3	92
	ブロワ室	サイロ原料混合工程への供給ブロワー	5	89
		サイロ用フィルターパルスブロワー	1	82
５階	製品投入室	プレミアムスープ充填原料供給機	1	83
		カップスープ充填原料供給機	6	82
		業務用スープ充填原料供給機	1	84
	充填室	粉体ドレッシング充填機	2	83
	中間品倉庫	スタッカークレーン	3	88
	製品取室	コンテナ洗浄機	1	95
	Ｖ・Ｐ製品取室	真空乾燥工程整粒機	1	88
	空調機械室	空調用エアハンドリングユニットブロワー	1	95
	品質管理室	空調用ブロアー	1	76

注１）パレタイズ室では、機械（パレタイザー）により、自動で製品を整列させてパレット上に積む作業を行う。
注２）騒音レベルは機械から１ｍの距離での1台あたりの値である。

表 4.4.1－16(2)　施設の稼働に係る騒音予測の音源条件

設置場所		機器名称	設置台数（台）	騒音レベル注2）（デシベル）
６階	機械室	バッチ式造粒工程流動用ブロワー	4	100
		バッチ式造粒工程移送用ブロワー	4	90
	製造室	バッチ式造粒工程混合機	4	90
		連続式造粒工程混合機	2	88
		連続式造粒工程造粒機	2	86
		連続式造粒工程振動乾燥機	1	84
		連続式造粒工程振動冷却機	1	84
		バッチ混合工程混合機	2	88
	機械室	連続式造粒工程造粒・冷却用吸気ブロワー	1	81
		連続式造粒工程造粒機用排気ファン	5	91
		連続式造粒工程加熱装置送風機	1	98
		連続式造粒工程冷風装置送風機	2	95
		混合工程混合用ブロワー	2	93
	投入室	真空乾燥工程粉砕機	1	87
	陸屋根	●コンプレッサー用冷却塔	1	63
		●バッチ式造粒工程冷却塔	2	63
		●空調用エアハンドリングユニットブロワー	1	95
８階	機械室	バッチ式造粒工程冷風用チラー設備	2	85
		バッチ式造粒工程原料供給ブロワー	4	81
	原料投入室	ロータリーラック	1	74
	機械室	連続式造粒工程冷凍機ユニット	1	85
		連続式造粒工程原料供給ブロワー	2	90
	機械室	混合工程除湿用チラー設備	2	85
		混合工程原料供給用ブロワー	1	90
		真空乾燥工程真空ポンプ	1	85
屋上	陸屋根	●連続式造粒工程冷却塔	1	60
		●混合工程冷却塔	1	63
		●ターボ冷凍機	2	106
		●冷却塔	2	71

注１）騒音レベルは機械から１ｍの距離での１台あたりの値である。
注２）●は屋外に設置する予定の機器を示す。その他の機器については、すべて開口部のない屋内の部屋に設置する。

（ｃ）建築物等の条件

外壁は、ガルバリウム鋼板0.6㎜とした。なお、吸音率、透過損失等の建築物等の条件については資料編（資料５－４、資－57ページ参照）に示す。

なお、計画地周辺には、川崎事業所内の既存の建物等があるが、予測にあたっては、これらの建物等による遮へい効果は考慮せず、計画建物単体での影響について予測を行った。

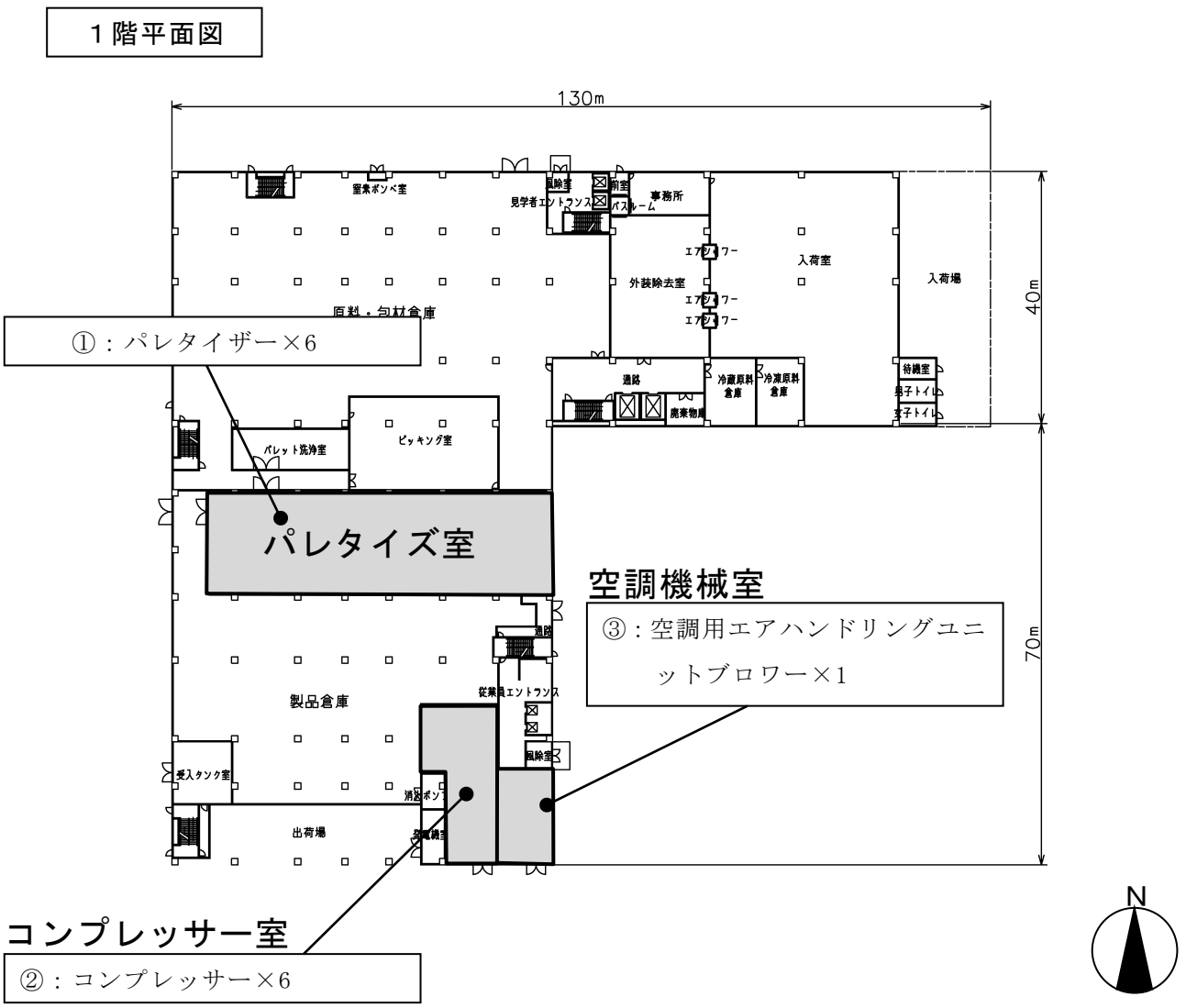

No.	設置場所
①	パレタイズ室
②	コンプレッサー室
③	空調機械室

1階フロアの高さ=約 0.0m

図 4.4.1－9(1)　設備機器の配置図（1階）

２階平面図

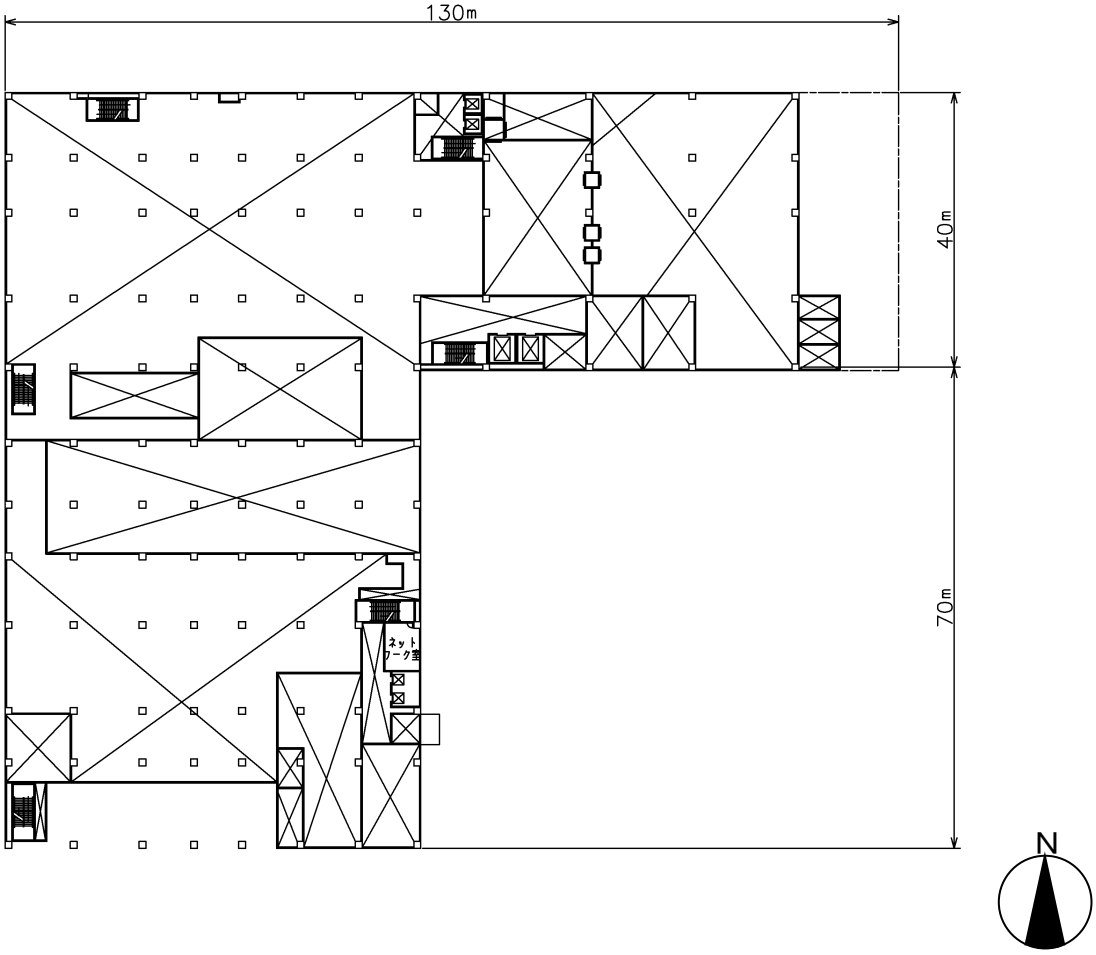

２階フロアの高さ=約 3.5m

図 4.4.1－9(2)　設備機器の配置図（２階）

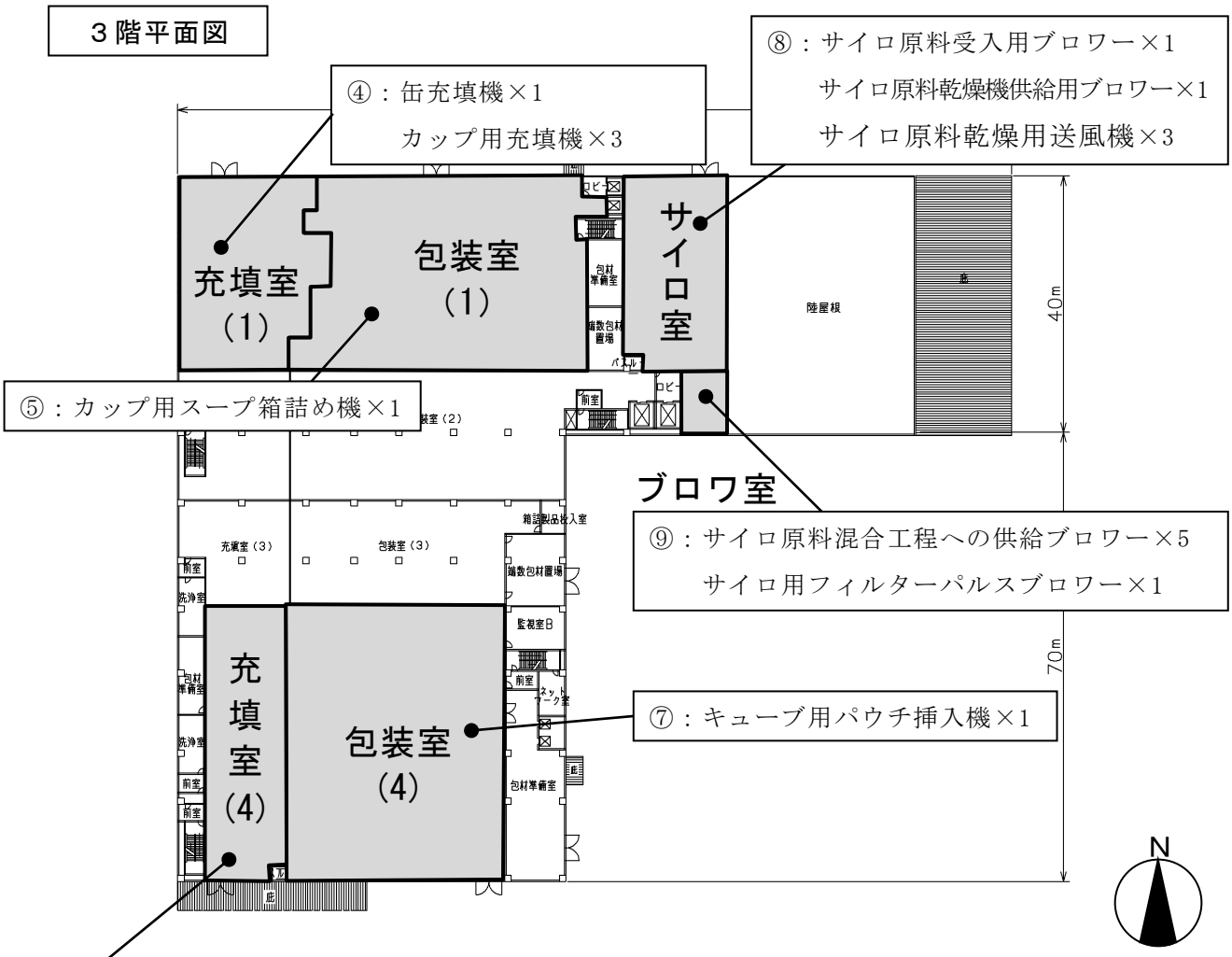

⑥：プレミアムスープ充填機×1
キューブ用成形機×3

No.	設置場所
④	充填室(1)
⑤	包装室(1)
⑥	充填室(4)
⑦	包装室(4)
⑧	サイロ室
⑨	ブロワ室

３階フロアの高さ=約 8.0m

図 4.4.1－9(3)　設備機器の配置図（３階）

４階平面図

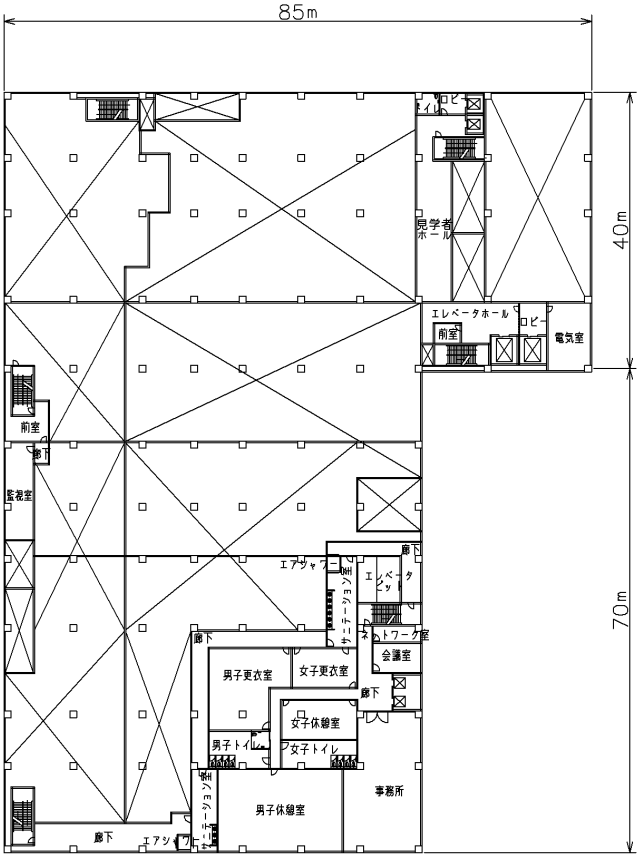

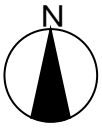

４階フロアの高さ=約 11.5m

図 4.4.1－9(4)　設備機器の配置図（４階）

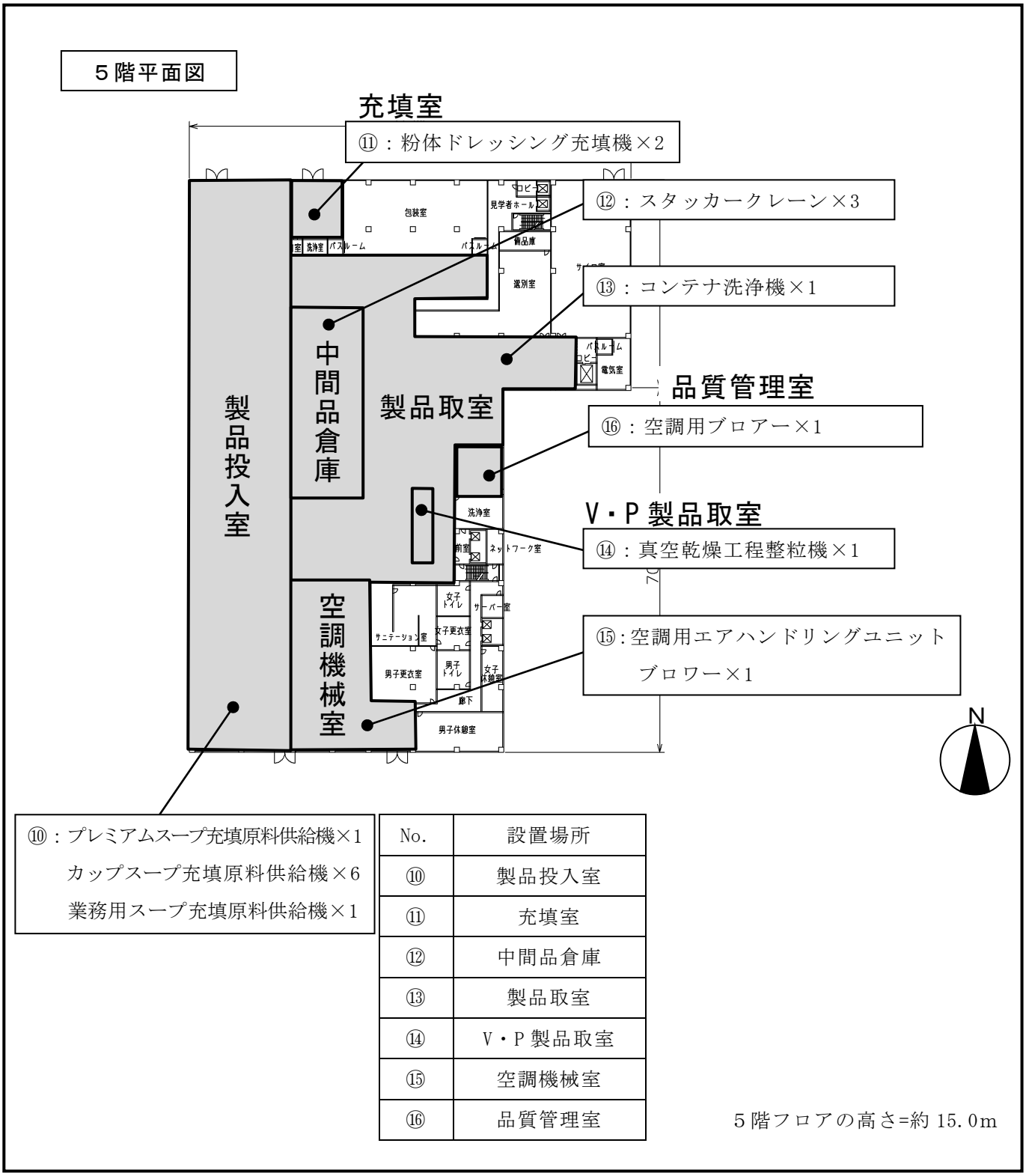

No.	設置場所
⑩	製品投入室
⑪	充填室
⑫	中間品倉庫
⑬	製品取室
⑭	V・P製品取室
⑮	空調機械室
⑯	品質管理室

５階フロアの高さ=約 15.0m

図 4.4.1－9(5)　設備機器の配置図（５階）

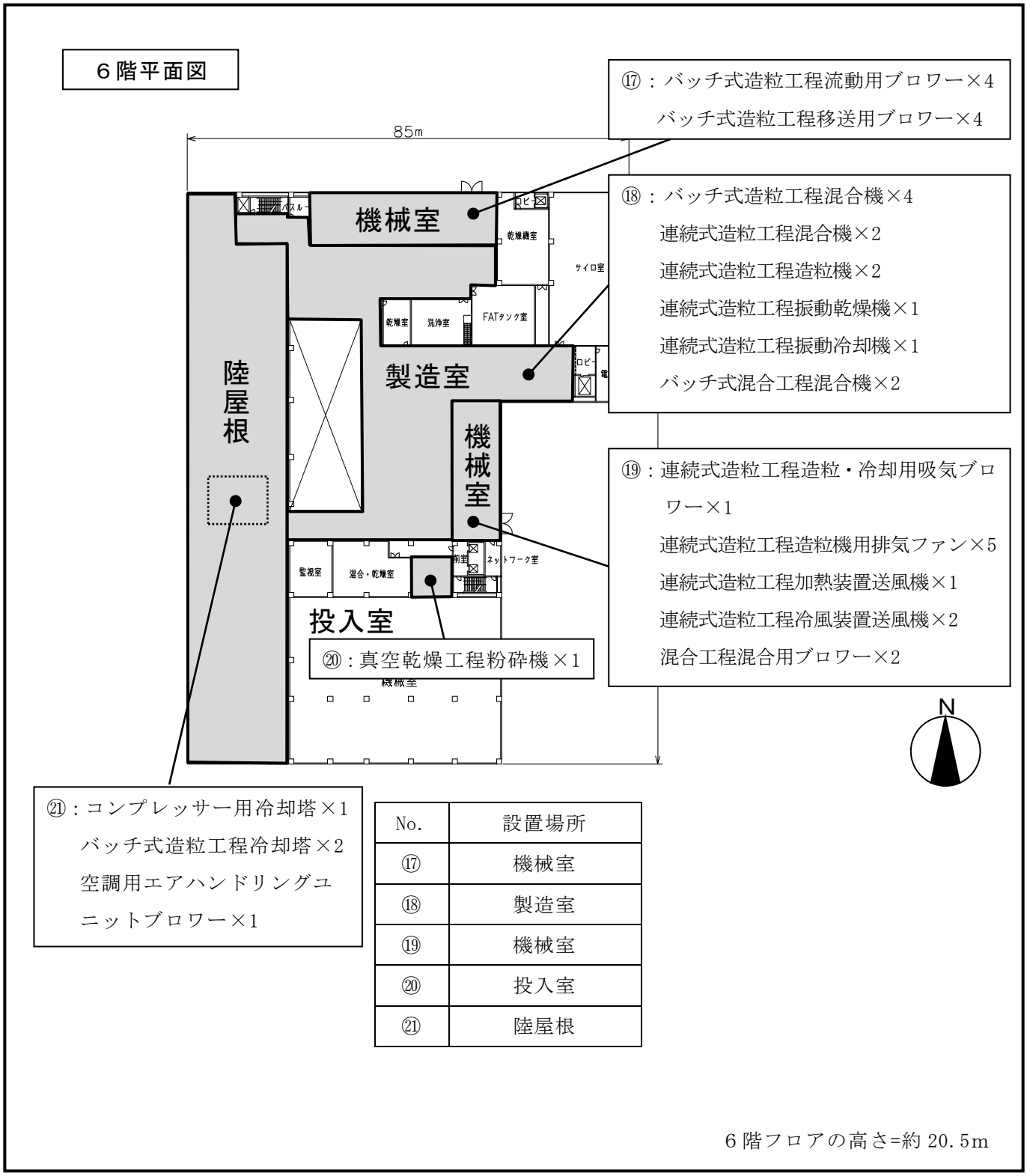

No.	設置場所
⑰	機械室
⑱	製造室
⑲	機械室
⑳	投入室
㉑	陸屋根

図 4.4.1－9(6)　設備機器の配置図（６階）

７階平面図

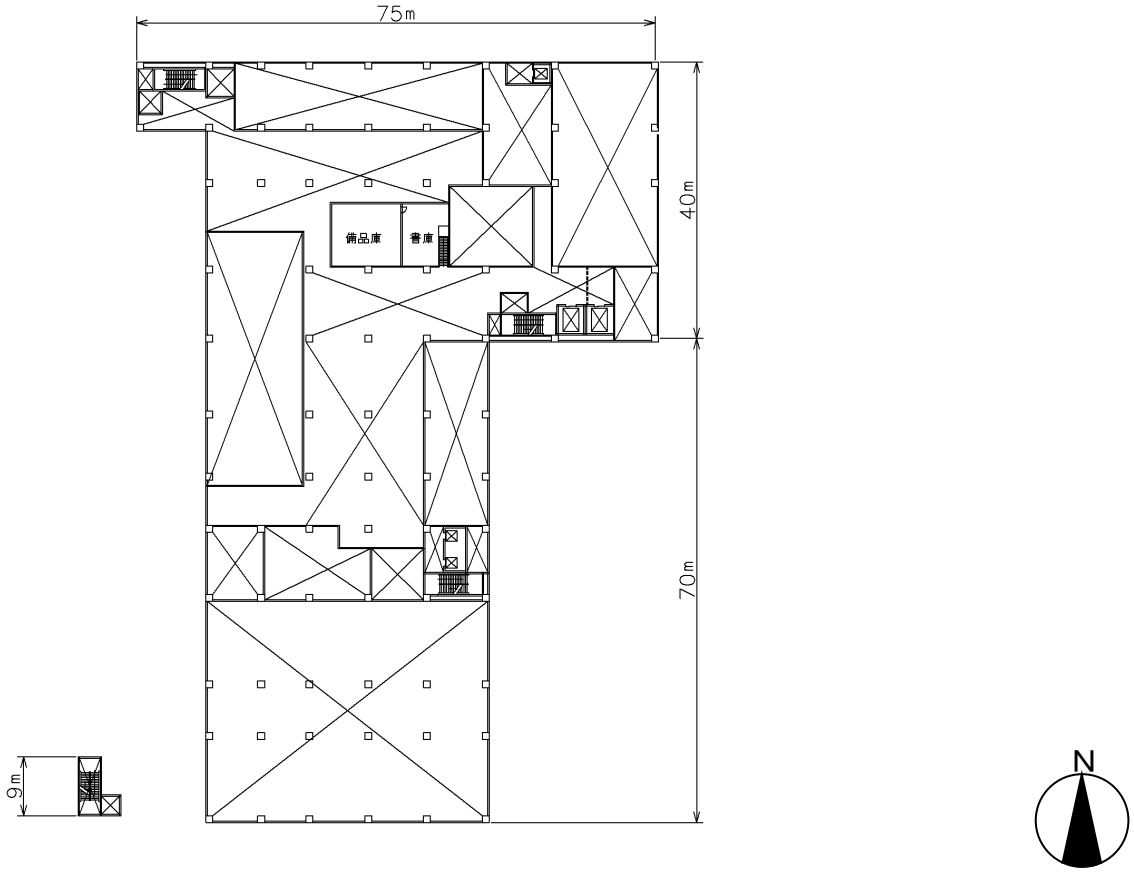

７階フロアの高さ=約 26.0m

図 4.4.1－9(7)　設備機器の配置図（７階）

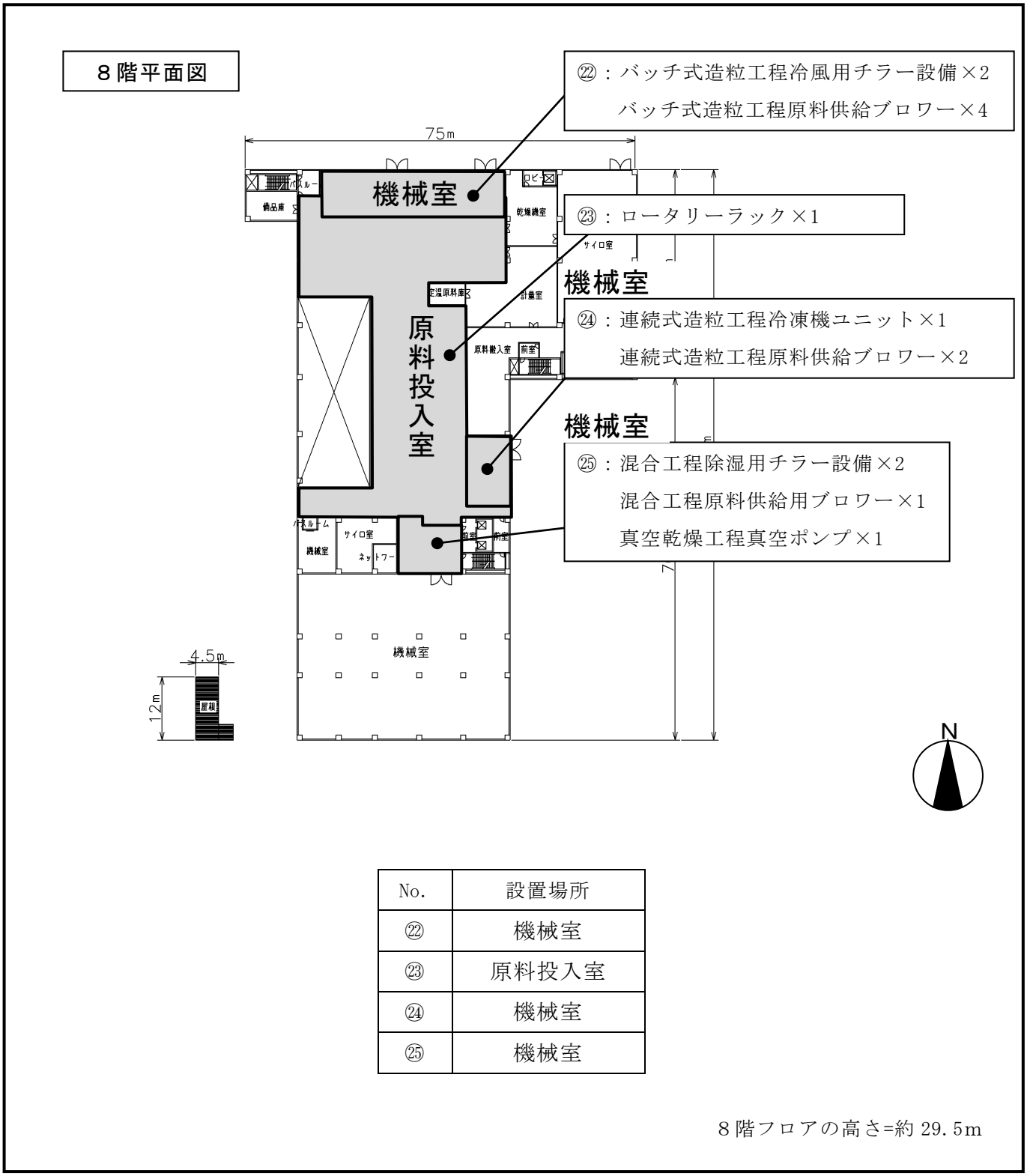

No.	設置場所
㉒	機械室
㉓	原料投入室
㉔	機械室
㉕	機械室

８階フロアの高さ=約 29.5m

図 4.4.1－9(8)　設備機器の配置図（８階）

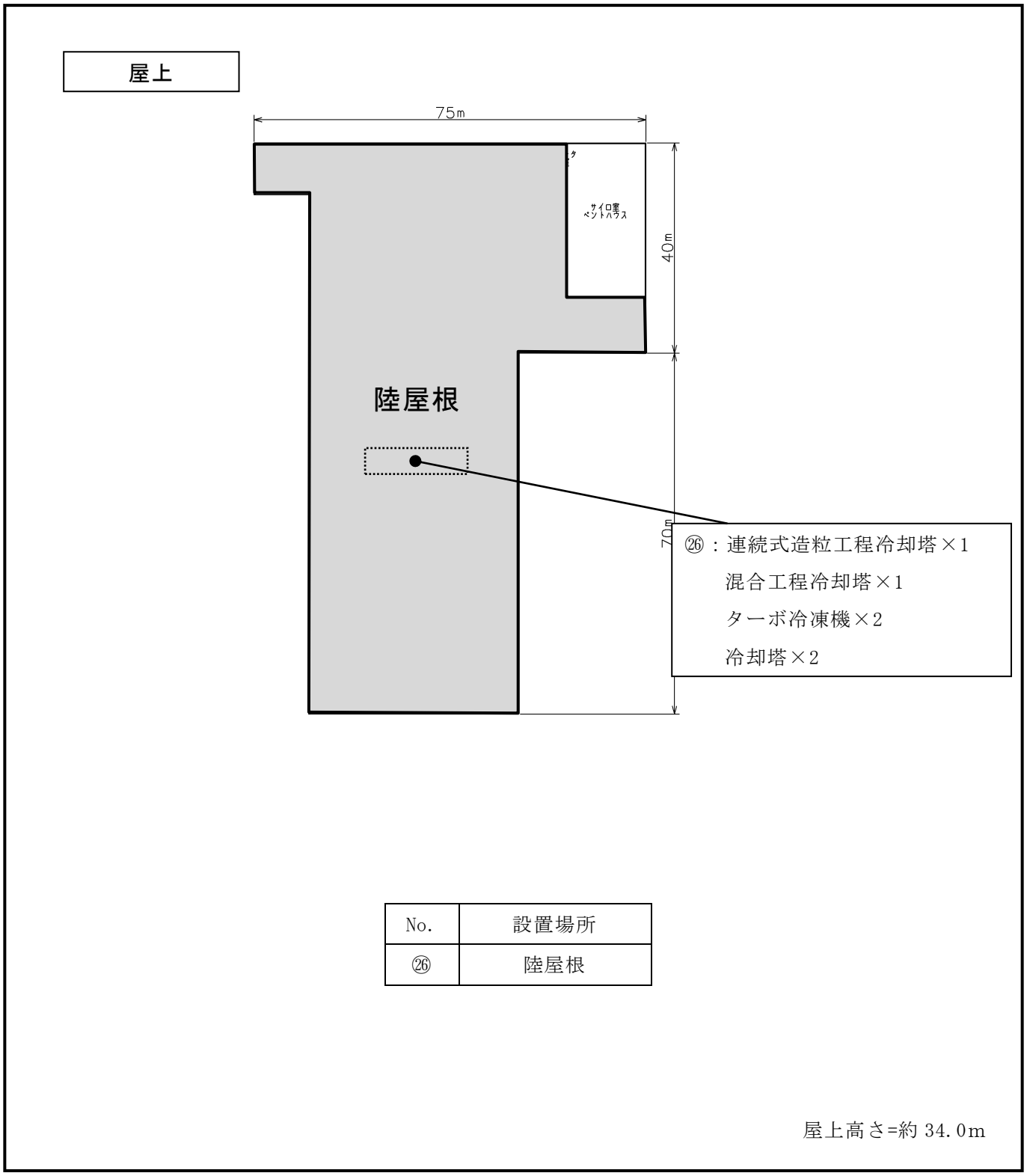

図 4.4.1－9(9)　設備機器の配置図（屋上）

f　予測結果

施設の稼働に係る騒音の予測結果は、表 4.4.1－17 及び図 4.4.1－10 に示すとおりである。

施設の稼働に係る騒音レベルの最大値は、川崎事業所南側敷地境界で 53.5 デシベル、川崎事業所北側敷地境界で 48.6 デシベルとなり、すべての時間区分とも環境保全目標（川崎事業所南側敷地境界：昼間：70 デシベル以下、朝・夕：65 デシベル以下、夜間：55 デシベル以下、川崎事業所北側敷地境界：昼間：62.5 デシベル以下、朝・夕：57.5 デシベル以下、夜間：50 デシベル以下）を満足するものと予測する。

表4.4.1－17　施設の稼働に係る騒音の予測結果

単位：デシベル

区分	時間区分	予測結果 (L_{Amax})	環境保全 目標値
騒音の最大レベル地点 （川崎事業所南側）	昼間 （８時～18時）	53.5	70以下
	朝 （６時～８時） 夕 （18時～23時）		65以下
	夜間 （23時～６時）		55以下
騒音の最大レベル地点 （川崎事業所北側 （多摩川側））	昼間 （８時～18時）	48.6	62.5以下
	朝 （６時～８時） 夕 （18時～23時）		57.5以下
	夜間 （23時～６時）		50以下

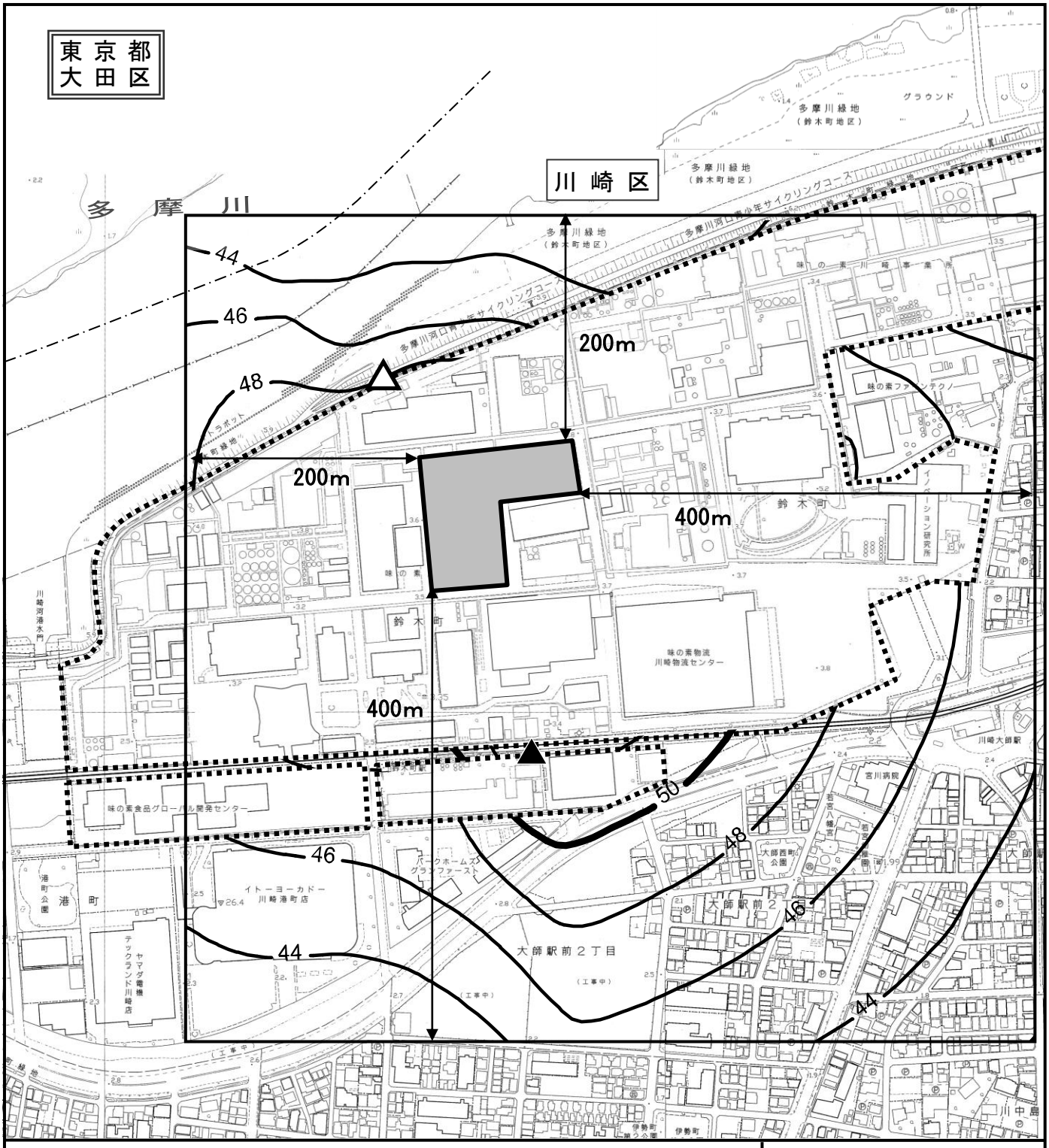

凡　例

- 計画地
- 川崎事業所
- 予測範囲
- 等騒音レベル線（単位：デシベル）
- ▲ 南側最大レベル地点（53.5デシベル）
- △ 北側最大レベル地点（48.6デシベル）

N

1：5，000

0　50m　100m　200m

この地図は、川崎市発行の1：2,500川崎市都市計画基本図「六郷橋」「大師」「羽田本町」（H27年3月）を編集し、使用したものである。

図 4.4.1－10　施設の稼働に係る騒音予測結果

（イ）環境保全のための措置

本事業では、騒音の影響を低減するために、次のような措置を講じる計画である。

・設備機器及び空気圧縮機等は室内に設置するとともに、労働安全の観点から室内の騒音低減が必要な場合には、追加の防音対策を講じる。

・屋外に設置する冷却塔等の設備機器は、できる限り川崎事業所の敷地境界から離れた場所に配置する。

・定期的に設備機器等の整備、点検を行い、整備不良・劣化等による騒音の上昇を防止する。

（ウ）評　価

施設の稼働に係る騒音レベルの最大値は、川崎事業所南側敷地境界で53.5デシベル、川崎事業所北側敷地境界で48.6デシベルとなり、すべての時間区分とも環境保全目標（川崎事業所南側敷地境界：昼間：70デシベル以下、朝・夕：65デシベル以下、夜間：55デシベル以下、川崎事業所北側敷地境界：昼間：62.5デシベル以下、朝・夕：57.5デシベル以下、夜間：50デシベル以下）を満足するものと予測する。

さらに、本事業では、定期的に設備機器の整備、点検を行い、整備不良・劣化等による騒音の上昇を防止するなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。

エ　施設関連車両の走行に係る影響

（ア）予　測

a　予測項目

予測項目は、施設関連車両の走行に係る騒音レベルとした。

b　予測地域・予測地点

予測地点は、施設関連車両の走行ルート沿道において現地調査を行った地点とし、図 4.4.1－1（184 ページ参照）に示した１地点とした。また、大型車は川崎事業所を左折イン、左折アウトで出入りすることから、沿道への影響が大きくなる国道 409 号の北側車線を対象に予測を行った。予測高さは、地上 1.2ｍとした。

c　予測時期

予測時期は、供用時において施設の稼動が定常の状態となる時期とした。

d　予測方法

施設関連車両の走行に係る騒音の予測手順は、図 4.4.1－11 に示すとおりとした。また、予測式は、日本音響学会式（ASJ RTN-Model 2013）を用いた。予測式の内容及び将来一般交通量による騒音レベルの補正値は、資料編（資料５－３、資－55 ページ参照）に示す。

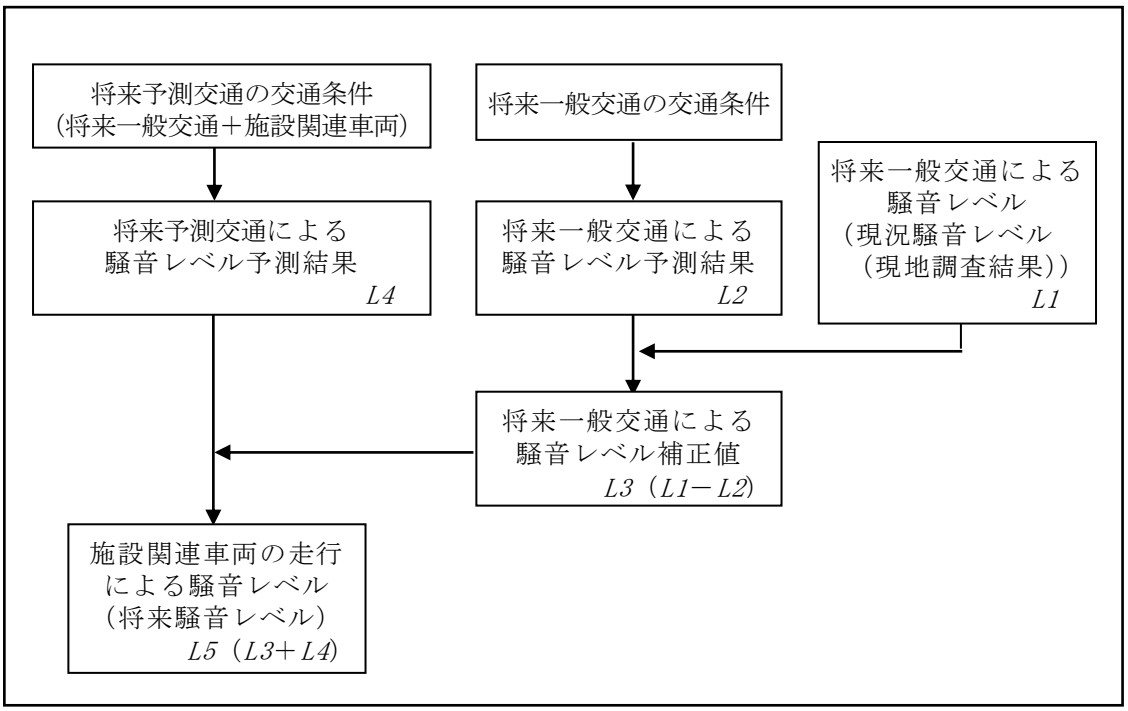

図 4.4.1－11　施設関連車両の走行に係る騒音の予測手順

e　予測条件

（a）予測時間帯

予測時間帯は、施設関連車両の走行する時間帯（６時～19 時）を考慮し、騒音に係る環境基準の昼間の時間区分（６時～22 時の 16 時間）とした。

（b）交通条件

予測に用いる交通条件を以下に示す。なお、詳細な内容は資料編（資料８－２、資－94 ページ参照）に示す。

①　将来一般交通量

将来一般交通量は、現況交通量と同様とし、現況調査結果を基に表4.4.1－18 に示すとおり設定した。

表 4.4.1－18　予測地点の将来一般交通量（16 時間断面交通量）

単位：台/16 時間

予測地点	道路名		大型車	小型車	合計
地点１	国道 409 号	至　東京大師横浜線（産業道路）	1,175	4,795	5,970
		至　国道 15 号	1,190	6,763	7,953
		断　面	2,365	11,558	13,923

注）地点１の交通量は、交差点Ａの断面ｄ（至　国道 15 号）の値を用いた。
交差点及び断面の位置は、「７　地域社会　７．１　地域交通（交通混雑、交通安全）」（289 ページ参照）に示す。

②　施設関連車両台数

施設関連車両台数は、本事業の実施により増加する台数を対象とし、表4.4.1－19に示すとおりとした。

表 4.4.1－19　予測地点の施設関連車両台数（16 時間断面交通量）

単位：台/16 時間

予測地点	道路名		大型車	小型車	合計
地点１	国道 409 号	至　東京大師横浜線（産業道路）	70	0	70
		至　国道 15 号	0	0	0
		断　面	70	0	70

③　将来予測交通量

将来予測交通量は、表 4.4.1－20 に示すとおり、①将来一般交通量に②施設関連車両台数を加えた台数（①＋②）とした。

表 4.4.1－20　予測地点の将来予測交通量（16 時間断面交通量）

単位：台/16 時間

予測地点	道路名		大型車	小型車	合計
地点 1	国道 409 号	至　東京大師横浜線（産業道路）	1,245	4,795	6,040
		至　国道 15 号	1,190	6,763	7,953
		断　面	2,435	11,558	13,993

（c）走行速度

走行速度は、対象道路の規制速度を用いるものとし、表 4.4.1－21 に示すとおりとした。

表 4.4.1－21　走行速度

予測地点	道路名	走行速度
地点 1	国道 409 号	50km/時

（d）道路条件

予測地点の道路横断面構成は、図 4.4.1－12 に示すとおりである。

（ｅ）音源位置

音源の位置は、図 4.4.1－12 に示すとおりであり、車線の中央に配置した。音源高さは、路面上とした。

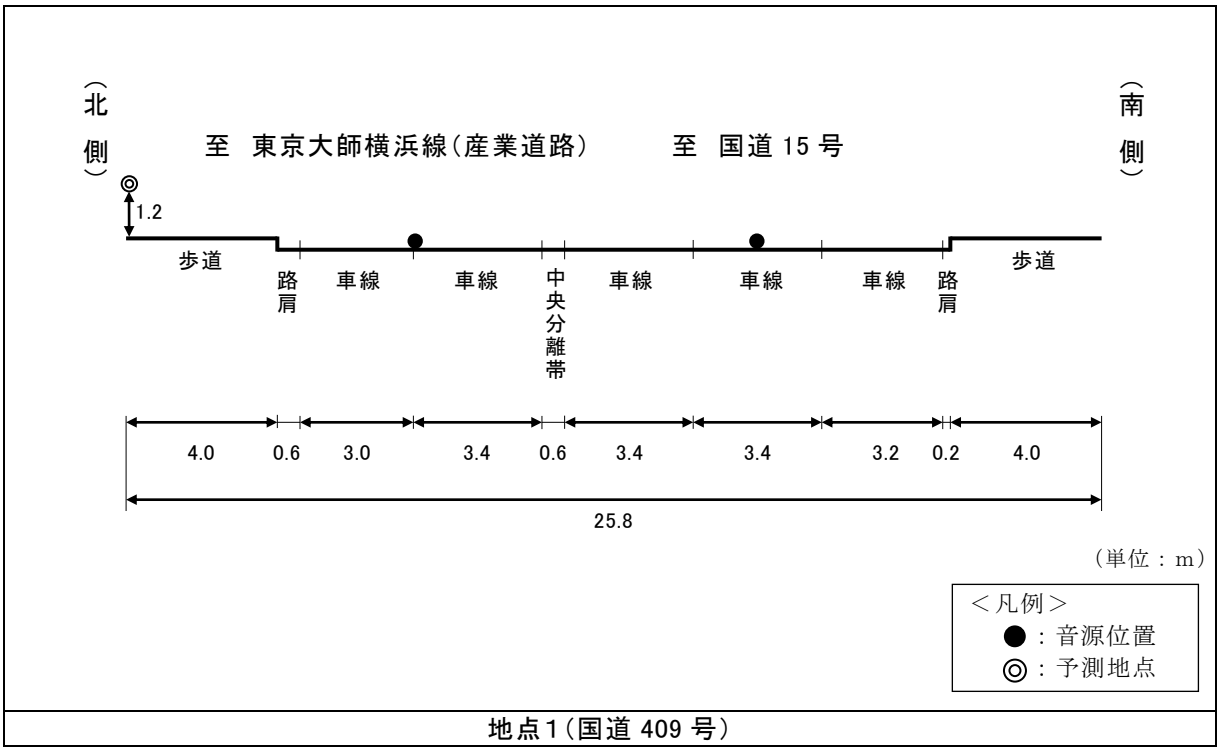

地点1（国道 409 号）

図 4.4.1－12　道路横断面構成及び音源の位置

ｆ　予測結果

施設関連車両の走行に係る騒音レベルの予測結果は、表 4.4.1－22 に示すとおりである。

施設関連車両の走行に係る騒音レベルは、地点 1 で 69.2 デシベルとなり、環境保全目標（昼間：70 デシベル以下）を満足するものと予測する。

表 4.4.1－22　施設関連車両の走行に係る騒音レベルの予測結果（L_{Aeq}）

単位：デシベル

予測地点	時間区分	現況騒音レベル *L1*	将来騒音レベル *L5*	増加量（*L5*－*L1*）	環境保全目標
地点 1（国道 409 号北側）	昼間	69.1	69.2	0.1	70 以下

注）*L1*、*L5* は、図 4.4.1－11 の番号にそれぞれ対応している。

（イ）環境保全のための措置

本事業では、騒音の影響を低減するために、次のような措置を講じる計画である。

・特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行う。

・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく指定荷主として、本事業についてもこれまでと同様に、エコドライブや低公害・低燃費車の積極的な使用など「環境配慮行動要請書」を運搬にかかわる事業者に対して提供し、環境に配慮した運搬(エコ運搬)の実施を要請する。

・施設関連車両に対して、整備不良・劣化等による騒音の上昇を防止するため、掲示板等により整備、点検を徹底するよう運転者の注意喚起を図る。

・従業員の通勤には自家用車は原則使用せず、公共交通機関を使用する。

・川崎市域の産業道路の沿道環境保全のため、迂回できる場合は他の道路を利用するとともに、産業道路を走行する際には、中央寄りの車線を走行するよう指導する。

（ウ）評　価

施設関連車両の走行に係る騒音レベルは、地点１（国道 409 号北側）で 69.2 デシベルとなり、環境保全目標（昼間：70 デシベル以下）を満足するものと予測する。

さらに、本事業では、施設関連車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行うなどの環境保全のための措置を講じることから、沿道の生活環境に著しい影響を及ぼすことはないものと評価する。

４．２　振動

計画地及びその周辺における振動の状況等を調査し、工事中における建設機械の稼働及び工事用車両の走行、供用時における施設関連車両の走行に係る振動の影響について、予測及び評価を行った。

（１）現況調査

ア　調査項目

本事業に伴う振動の影響について予測及び評価するための基礎資料を得ることを目的として、以下の項目について調査を行った。

（ア）振動の状況（環境振動、道路交通振動及び地盤卓越振動数）
（イ）地盤、地形及び工作物の状況
（ウ）土地利用の状況
（エ）発生源の状況
（オ）自動車交通量等の状況
（カ）関係法令等による基準等

イ　調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

ウ　調査方法等

（ア）調査地点

ａ　振動の状況

調査地点は、図 4.4.2－1 及び表 4.4.2－1 に示すとおり、川崎事業所の北側、南側敷地境界の２地点、工事用車両及び施設関連車両の走行ルート沿道の１地点とした。

表 4.4.2－1　振動調査地点

区　分	調査地点	備　考
環境振動	地点Ａ	川崎事業所の北側敷地境界付近
	地点Ｂ	川崎事業所の南側敷地境界
道路交通振動、 地盤卓越振動数	地点１	国道 409 号北側 （中瀬２丁目）

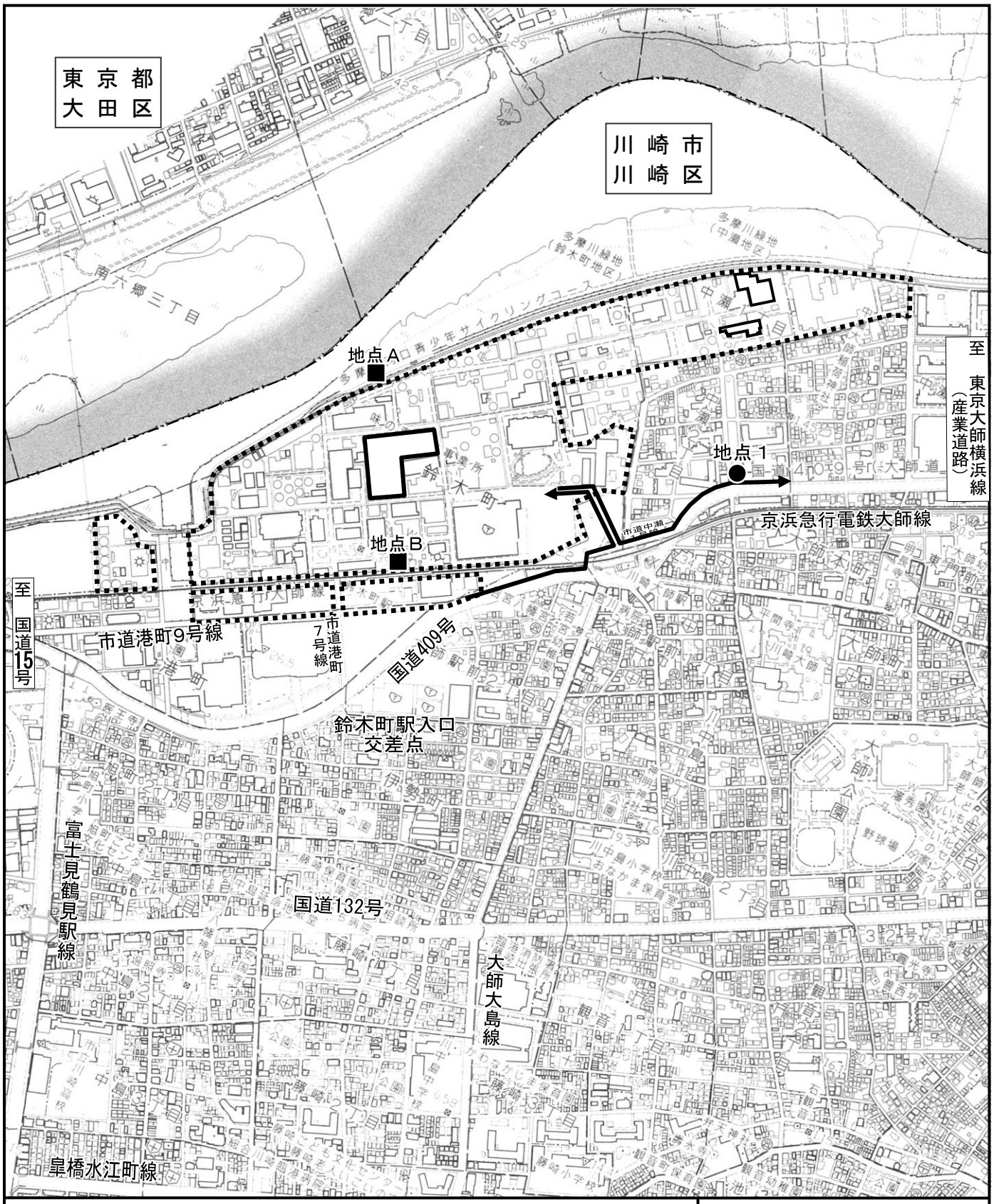

凡　例

- 計画地
- 川崎事業所
- 都県界
- 工事用車両走行ルート（大型車）
- 施設関連車両走行ルート
- ■ 環境振動調査地点
- ● 道路交通振動調査地点及び地盤卓越振動数調査地点

この地図は、川崎市発行の10,000_川崎区図（H28 年３月）を使用したものである。

N

1：10,000

0　100m　200m　400m

図 4.4.2－1　振動現地調査地点図

b　自動車交通量等の状況

調査地点は、工事用車両及び施設関連車両の走行ルートである国道 409 号を対象とした。調査地点は、「７　地域社会　７．１　地域交通（交通混雑、交通安全)」(278 ページ参照）に示す。

（イ）調査期間・調査時期

a　振動の状況

調査日及び調査時間帯は、表 4.4.2－2 に示すとおりとした。

表 4.4.2－2　調査日及び調査時間帯

区分	調査日及び調査時間帯
環境振動	平成30年３月13日（火）12時～14日（水）12時（24時間）
道路交通振動	平成30年１月25日（木）６時～22時（16時間）

b　地盤、地形及び工作物の状況

現地踏査時期は、平成 30 年 1 月 24 日(水)とした。

c　土地利用の状況

「b　地盤、地形及び工作物の状況」と同様とした。

d　発生源の状況

「b　地盤、地形及び工作物の状況」と同様とした。

e　自動車交通量等の状況

調査時期は、次のとおりとした。

・自動車交通量

平成 30 年 1 月 25 日(木) 6 時～22 時（16 時間）

・道路状況（道路構造、規制速度）

平成 30 年 1 月 24 日(水)

（ウ）調査方法

a　振動の状況

調査方法は、計量法第 71 条に定められた振動レベル計を用いて、「振動レベル測定方法」（JIS Z 8735）に定められた調査方法によった。測定条件は、以下のとおりとした。

振動レベル計の動特性	：ＶＬ
振動感覚補正回路	：Ｚ方向（鉛直方向）

また、地盤卓越振動数の調査は、計量法第 71 条に定められた振動レベル計により大型車（10 台）の振動加速度レベルを記録のうえ周波数分析を行った。

b　地盤、地形及び工作物の状況

地形図等の既存資料による調査及び現地踏査により把握した。

c　土地利用の状況

地形図、都市計画図等の既存資料による調査及び現地踏査により把握した。

d　発生源の状況

地形図等の既存資料による調査及び現地踏査により把握した。

e　自動車交通量等の状況

「７　地域社会　７．１　地域交通（交通混雑、交通安全）」（281 ページ参照）に示す方法により行った。

f　関係法令等による基準等

次の関係法令等の内容を整理した。

・「振動規制法の規制基準」
・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく振動の規制基準」
・「地域環境管理計画の地域別環境保全水準」

エ　調査結果

（ア）振動の状況

a　環境振動

環境振動の調査結果は、表 4.4.2－3 に示すとおりである。調査結果の詳細は、資料編（資料６－１、資－61 ページ参照）に示す。

調査地点の振動レベル（L_{10}）は、昼間で地点Ａが 30.8 デシベル～40.5 デシベル、地点Ｂが 27.2 デシベル～41.8 デシベル、夜間で地点Ａが 30.1 デシベル～33.0 デシベル、地点Ｂが 23.2 デシベル～32.9 デシベルとなっており、振動感覚閾値（人が振動を感じ始めるレベルとされる 55 デシベル）未満となっている。

表 4.4.2－3　環境振動の調査結果（L_{10}）

単位：デシベル

調査地点	昼間 （８時～19 時）	夜間 （19 時～８時）
地点Ａ	36.7 （30.8～40.5）	31.2 （30.1～33.0）
地点Ｂ	36.7 （27.2～41.8）	27.1 （23.2～32.9）

注）表中の数字は、時間帯別の値を算術平均した値であり、（　）内の値は時間帯別の値の範囲を示している。なお、環境振動の値は、鉄道振動を除外している。

b　道路交通振動

道路交通振動の調査結果は、表 4.4.2－4 に示すとおりである。調査結果の詳細は、資料編（資料６－１、資－61 ページ参照）に示す。

調査地点の振動レベル（L_{10}）は、昼間で 43.5 デシベル～47.6 デシベル、夜間で 40.5 デシベル～46.9 デシベルとなっており、要請限度未満である。

表 4.4.2－4　道路交通振動の調査結果（L_{10}）

単位：デシベル

調査地点	路線	昼間 （８時～19 時）		夜間 （19 時～22 時、６時～８時）	
			要請限度[注1)]		要請限度[注1)]
地点１	国道 409 号	46.0 （43.5～47.6）	65	43.4 （40.5～46.9）	60

注１）道路交通振動に係る要請限度の第一種区域の値を用いた。
注２）表中の数字は、時間帯別の値を算術平均した値であり、（　）内の値は時間帯別の値の範囲を示している。

c　地盤卓越振動数

地盤卓越振動数の調査結果は、表 4.4.2－5 に示すとおりである。調査結果の詳細は、資料編（資料６－１、資－61 ページ参照）に示す。

調査地点の地盤卓越振動数は、軟弱地盤の目安である 15Hz となっている。

表 4.4.2－5　地盤卓越振動数の調査結果

単位：Hz

調査地点	路線	地盤卓越振動数
地点１	国道 409 号	15.0

注）「道路環境整備マニュアル」（平成元年４月　（社）日本道路協会）では軟弱地盤の目安は 15Hz 以下としている。

（イ）地盤、地形及び工作物の状況

計画地及びその周辺は、多摩川下流部の三角州性低地に位置する標高（T.P.：東京湾平均海面）約３m程度の比較的平坦な地形となっている。

工作物については、計画地は川崎事業所内にあり、大部分が更地で一部にテント倉庫がみられる。また、周囲は川崎事業所の既存の工場、倉庫等となっている。

（ウ）土地利用の状況

計画地を含む川崎事業所は工業地域に指定されている。川崎事業所周辺の用途地域は、西側が工業地域、東側は工業地域及び第二種住居地域となっている。北側は多摩川となっており、用途地域は定められていない。南側の国道409号沿道は工業地域のほか、準住居地域、準工業地域に指定されている。

（エ）発生源の状況

計画地周辺の主な発生源としては、既存の工場及び周辺の事業所等の施設のほか、京浜急行電鉄大師線の鉄道及び国道 409 号を走行する自動車交通などがあげられる。

（オ）自動車交通量等の状況

「７　地域社会　７．１　地域交通（交通混雑、交通安全）」（291 ページ参照）に示すとおりである。

（カ）関係法令等による基準等

a　振動規制法の規制基準

振動規制法に基づく特定工場に係る基準は表 4.4.2－6(1)に、特定建設作業に係る規制基準は表 4.4.2－6(2)に、道路交通振動に係る要請限度は、表 4.4.2－6(3)に示すとおりである。

計画地は、工業地域に指定されていることから、特定工場に係る基準の第３種地区の基準値が適用される。また、近隣にキディ鈴木町・川崎保育園があるため、特定建設作業に係る第１号区域の規制基準が適用される。道路交通振動測定地点について、地点１は準住居地域であることから、道路交通振動に係る要請限度の第一種区域の基準値（昼間：65 デシベル、夜間：60 デシベル）が適用される。

b　川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく振動の規制基準

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく事業所において発生する振動の規制基準は表 4.4.2－6(1)に示すとおりである。

計画地は工業地域であるため、工業地域の基準値（昼間：70 デシベル、夜間：60 デシベル）が適用される。また、計画地北側については「その他の地域」に隣接しているため、本条例の振動の規制基準の決定方法による基準値（昼間：65 デシベル、夜間：55 デシベル）が適用される。

表 4.4.2－6(1)　振動規制法及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく振動の規制基準

地区[注1]	用途地域	昼間 午前８時から 午後７時まで	夜間 午後７時から 午前８時まで
第１種	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	60デシベル	55デシベル
	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の地域	65デシベル	55デシベル
第２種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65デシベル	60デシベル
第３種	工業地域	70デシベル	60デシベル
	工業専用地域[注2)、注3)]	70デシベル	65デシベル

注１）地区については、地域環境管理計画に基づく地域別環境保全水準で定められた区分である。
注２）工業専用地域については、振動規制法に基づく規制基準の適用はない。
注３）川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく規制基準は、振動規制法と同様の値であるが、工業専用地域についても基準を定めている。
注４）川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく規制基準について、事業所が他の用途地域に隣接する場合で、当該事業所の属する用途地域の許容限度が当該隣接する地域の許容限度より大きいときには、当該事業所の属する用途地域の許容限度から５デシベルを減じたものとなる。

表 4.4.2－6(2)　特定建設作業に係る振動の規制基準

振動の大きさ	作業時間		1日あたりの作業時間		作業日数	作業日
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
75 ﾃﾞｼﾍﾞﾙを超えないこと	午後7時から翌日午前7時までの時間内でないこと	午後 10 時から翌日午前6時までの時間内でないこと	10 時間を超えないこと	14 時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日ではないこと

注1）第1号区域：第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途が定められていない地域、工業地域のうち学校・保育所・病院・図書館・老人ホーム・幼保連携型認定こども園等の施設の敷地の境界線から 80 メートルまでの区域
注2）第2号区域：工業地域のうち、前号の区域以外の区域
注3）工業専用地域は除く。

表 4.4.2－6(3)　道路交通振動に係る要請限度

区域の区分＼時間	昼間（8時から 19 時）	夜間（19 時から8時）
第一種区域	65 デシベル	60 デシベル
第二種区域	70 デシベル	65 デシベル

注1）第一種区域：第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域
第一種・第二種住居地域、準住居地域、その他の地域
注2）第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
注3）工業専用地域は除く。

c　地域環境管理計画の地域別環境保全水準

地域環境管理計画の地域別環境保全水準は、建設工事に係る振動については、「生活環境の保全に支障のないこと」、道路に係る振動については、「生活環境の保全に支障のないこと」、工場等に係る振動については、「生活環境の保全に支障のないこと。」と定められている。これらの具体的な数値等は、川崎市環境影響評価等技術指針に示されており、工場等に係る振動については、振動規制法及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例による事業所において発生する振動の規制基準（表 4.4.2－6(1)参照）、建設工事に係る振動については、振動規制法の規制基準（表 4.4.2－6(2)参照）と同様の値となっている。また、道路に係る振動については、振動規制法の要請限度（表 4.4.2－6(3)参照）と同様の値となっている。

（２）環境保全目標

環境保全目標は、地域環境管理計画の地域別環境保全水準を参考に、表 4.4.2－7 に示すとおり設定した。

表 4.4.2－7　振動に係る環境保全目標

<table>
<tr><th colspan="2">環境影響要因</th><th>環境保全目標</th><th>具体的な数値等</th></tr>
<tr><td rowspan="2">工事中</td><td>建設機械の稼働</td><td>生活環境の保全に支障のないこと。</td><td>計画地は工業地域に指定されていることから、特定建設作業に係る規制基準「敷地境界において 75 デシベル以下」とする。</td></tr>
<tr><td>工事用車両の走行</td><td>生活環境の保全に支障のないこと。</td><td>道路交通振動に係る要請限度の第一種区域の値として次のとおりとする。<table><tr><td>昼間（８時～19時）</td><td>夜間（19時～８時）</td></tr><tr><td>65デシベル以下</td><td>60デシベル以下</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>供用時</td><td>施設関連車両の走行</td><td>生活環境の保全に支障のないこと。</td><td>道路交通振動に係る要請限度の第一種区域の値として次のとおりとする。<table><tr><td>昼間（８時～19時）</td><td>夜間（19時～８時）</td></tr><tr><td>65デシベル以下</td><td>60デシベル以下</td></tr></table></td></tr>
</table>

（３）予測及び評価

ア　建設機械の稼働に係る影響

（ア）予　測

a　予測項目

予測項目は、建設機械の稼働に係る振動レベルとした。

b　予測地域・予測地点

予測地域は、「４．１　騒音　（３）予測及び評価　ア　建設機械の稼働に係る影響」（191 ページ参照）と同様に、計画地から 200ｍの範囲を基本とし、東側と南側については、住居等があることから範囲を広げ 400ｍとした。また、予測高さは地盤面レベルとした。

c　予測時期

予測時期は、工事期間の中から、工事の種類や使用機械の機種、台数等を考慮して、振動レベルの合成値が大きくなると想定される工事開始後３ヵ月目とし、表 4.4.2－8 に示すとおりとした。影響が大きくなる時期の設定根拠は資料編（資料１－１、資－1 ページ参照）に示す。

表 4.4.2－8　予測時期

予測時期	工事内容	主な建設機械
工事開始後 ３ヵ月目	杭打工事 土工事	杭打機（３点式）（100t） バックホウ（0.1～0.7m^3） ラフタークレーン（25～80ｔ） コンクリートポンプ車（４～10t） コンクリートミキサー車（２～4.5m^3） 発電機（250kVA）

d　予測方法

建設機械の稼働に係る振動の予測手順は、図 4.4.2－2 に示すとおりとした。また、予測式は、振動の伝搬理論式により行った。予測式の内容は、資料編（資料６－２、資－67 ページ参照）に示す。

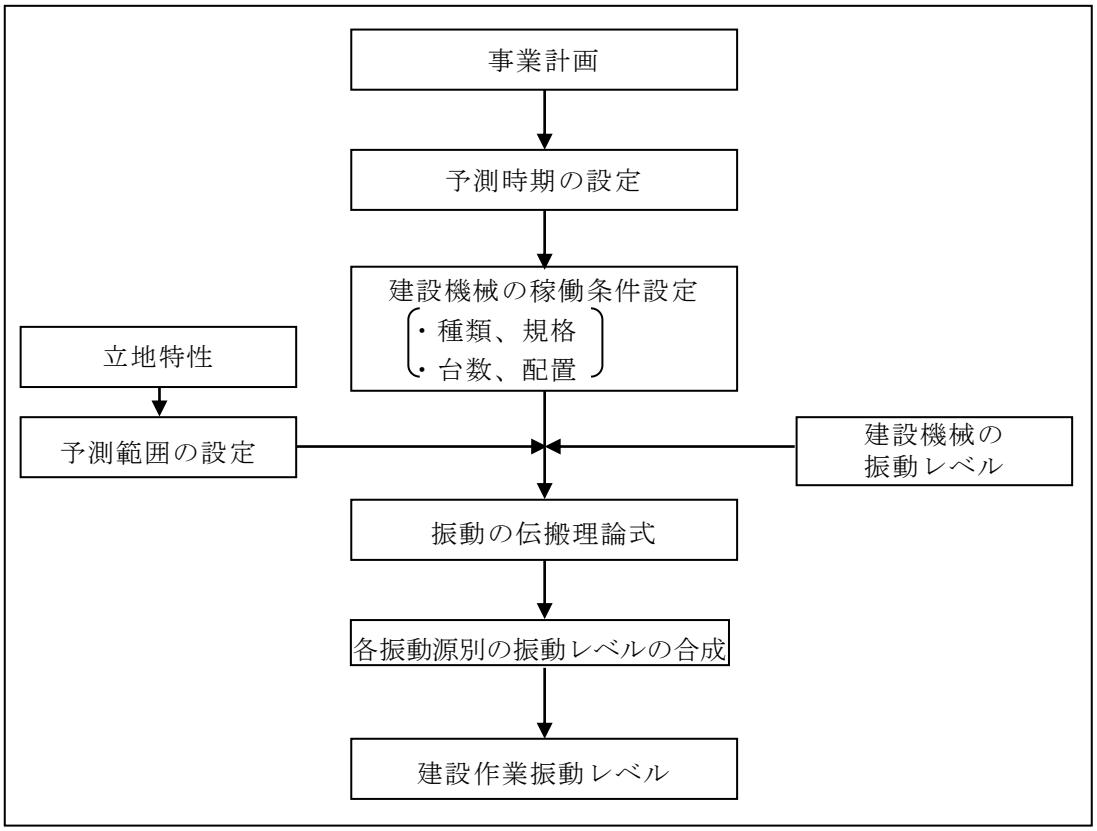

図 4.4.2－2　建設機械の稼働に係る振動の予測手順

e　予測条件

建設機械の配置は、施工計画等をもとに図 4.4.2－3 に示すとおりとした。また、建設機械の振動源条件は、既存資料等をもとに表 4.4.2－9 に示すとおり設定した。

表 4.4.2－9　建設機械の稼働に係る振動予測の条件

機　械	規　格	稼働台数 （台）	振動レベル注） （デシベル）
杭打機（３点式）	100t	1	76
バックホウ	0.1～0.7m^3	9	76
ラフタークレーン	25～80t	2	53
コンクリートポンプ車	４～10t	1	53
コンクリートミキサー車	２～4.5m^3	1	53
発電機	250kVA	1	81
合　計		15	－

注）振動レベルの値は、基準点距離１ｍでの１台あたりの値である。
出典：「建設作業振動対策マニュアル」（平成６年４月　（社）日本建設機械化協会）
「建設騒音及び振動の防止並びに排除に関する調査試験報告書」（昭和54年　建設省土木研究所）

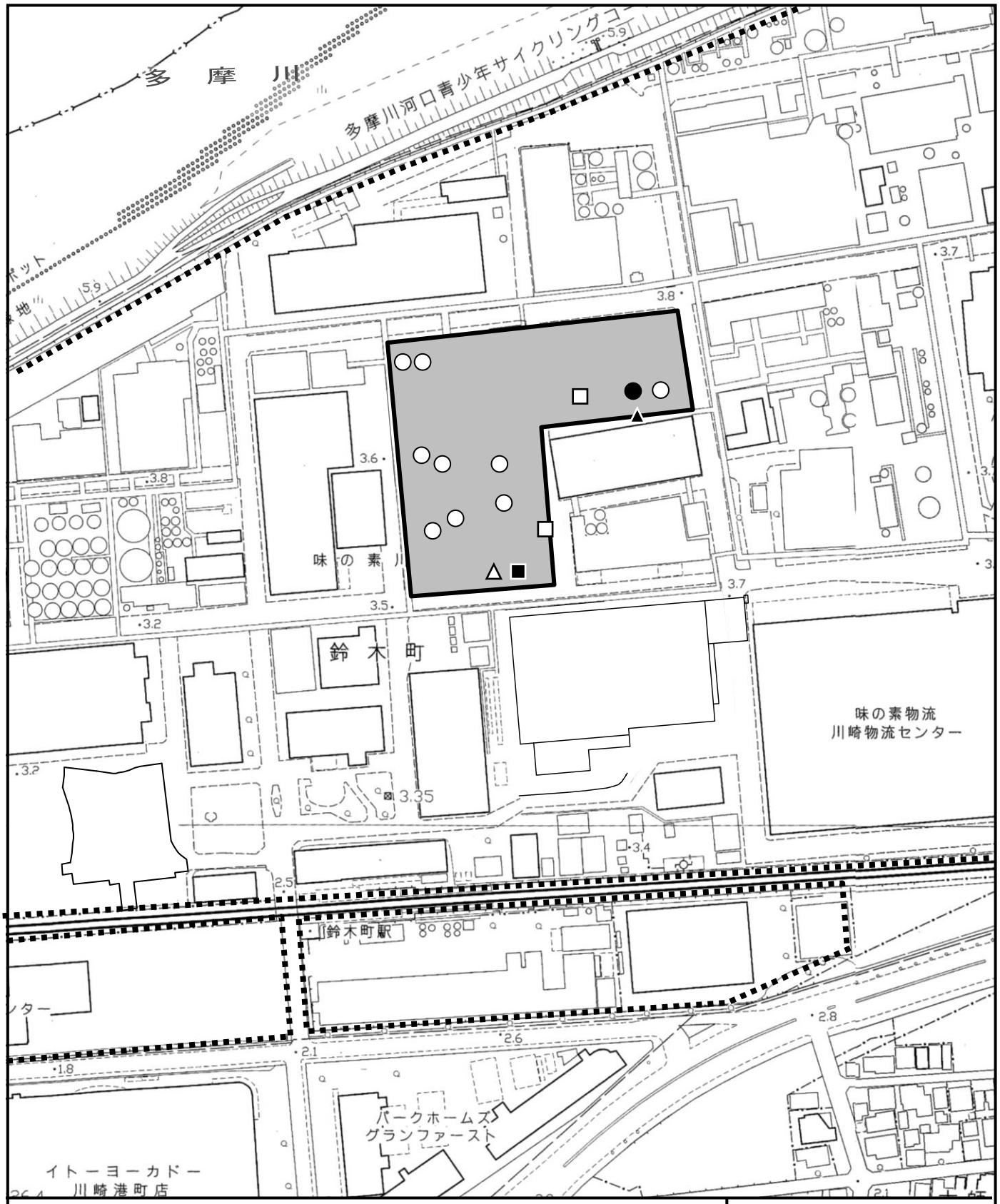

凡　例

計画地

川崎事業所

● 杭打機（３点式）（100t）

○ バックホウ（0.1～0.7m^3）

□ ラフタークレーン（25～80t）

■ コンクリートポンプ車（４～10t）

△ コンクリートミキサー車（２～4.5m^3）

▲ 発電機（250kVA）

この地図は、川崎市発行の1：2,500 川崎市都市計画基本図「六郷橋」「大師」「羽田本町」（H27 年３月）を編集し、使用したものである。

N

１：２,５００

0　25m　50m　100m

図 4.4.2－3　建設機械の配置図（工事開始後３ヵ月目）

f　予測結果

建設機械の稼働に係る振動の予測結果は、表 4.4.2－10 及び図 4.4.2－4 に示すとおりである。

建設機械の稼働に係る振動レベルの最大値は、川崎事業所北側の敷地境界で 44.2 デシベルとなり、環境保全目標（75 デシベル以下）を満足するものと予測する。

表 4.4.2－10　建設機械の稼働に係る振動の予測結果

単位：デシベル

予測地点	予測結果（L_{max}）	環境保全目標
振動の最大レベル地点	44.2	75 以下

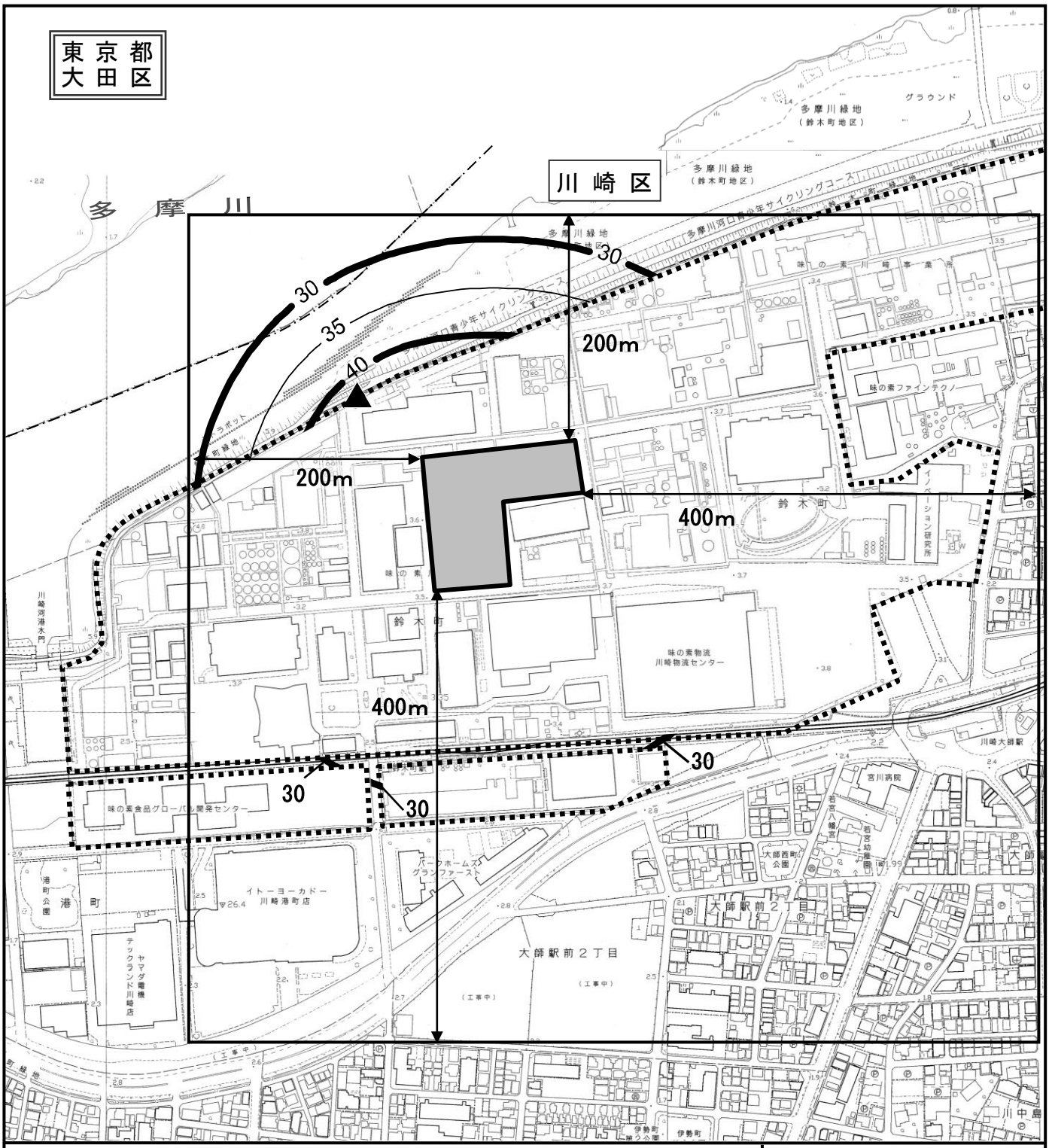

凡　例

- 計画地
- 川崎事業所
- 予測範囲
- 等振動レベル線（単位：デシベル）
- ▲ 最大レベル地点（44.2 デシベル）

N

1：5,000

0　50m　100m　200m

この地図は、川崎市発行の 1：2,500 川崎市都市計画基本図「六郷橋」「大師」「羽田本町」（H27 年 3 月）を編集し、使用したものである。

図 4.4.2－4　建設機械の稼働に係る
振動予測結果図（工事開始後３ヵ月目）

（イ）環境保全のための措置

本事業では、振動の影響を低減するために、次のような措置を講じる計画である。

・建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努める。
・建設機械による負荷を極力少なくするための施工方法や手順等に十分に配慮する。
・建設機械のオペレーターに対して、不要なアイドリングや空ふかしをしないよう、工事管理業者が指導を行う。
・工事の始業前に建設機械の点検を行い、整備不良・劣化等による振動を防止する。
・計画地の敷地境界には、振動計を設置し、工事期間中、連続してモニタリングを行う。

（ウ）評　価

建設機械の稼働に係る振動レベルの最大値は、川崎事業所北側の敷地境界で44.2 デシベルとなり、環境保全目標（75 デシベル以下）を満足するものと予測する。

さらに、本事業では、建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努めるなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。

イ　工事用車両の走行に係る影響

（ア）予　測

a　予測項目

予測項目は、工事用車両の走行に係る振動レベルとした。

b　予測地域・予測地点

予測地点は、騒音と同様に工事用車両の走行ルート沿道において現地調査を行った地点とし、図 4.4.2－１（223 ページ参照）に示した１地点とした。また、大型車は川崎事業所を左折イン、左折アウトで出入りすることから、沿道への影響が大きくなる国道 409 号の北側車線を対象に予測を行った。

c　予測時期

予測時期は、工事期間中で大型車の台数が多くなる時期（ピーク日）とし、工事開始後３ヵ月目とした。影響が大きくなる時期の設定根拠は、資料編（資料１－１、資－1 ページ参照）に示す。

d　予測方法

工事用車両の走行に係る振動の予測手順は、図 4.4.2－5 に示すとおりとした。また、予測式は、建設省土木研究所の提案式を用いた。予測式の内容及び将来一般交通量による振動レベルの補正値は、資料編（資料６－３、資－68 ページ参照）に示す。

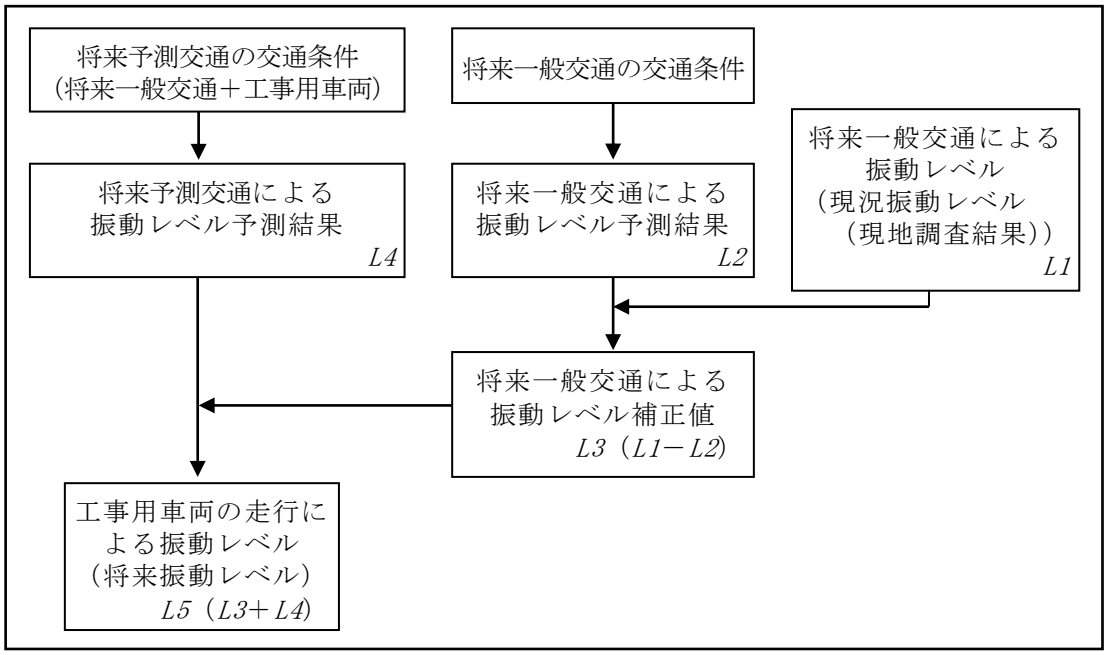

図 4.4.2－5　工事用車両の走行に係る振動の予測手順

e　予測条件

（ａ）予測時間帯

予測時間帯は、大型の工事用車両が走行する時間帯（８時～18時の10時間）とした。

（ｂ）交通条件

予測に用いる交通条件を以下に示す。なお、詳細な内容は資料編（資料８－２、資－94ページ参照）に示す。

①　将来一般交通量

将来一般交通量は、現況交通量と同様とし、現況調査結果を基に表4.4.2－11に示すとおり設定した。

表 4.4.2－11　予測地点の将来一般交通量（12 時間断面交通量）

単位：台/12 時間

予測地点	道路名	大型車	小型車	合計
地点１	国道 409 号	2,109	9,502	11,611

注）地点１の交通量は、交差点Ａの断面ｄ（至　国道 15 号）の値を用いた。
交差点及び断面の位置は、「７　地域社会　７．１　地域交通（交通混雑、交通安全）」（289 ページ参照）に示す。

②　工事用車両台数

工事用車両台数は、表4.4.2－12に示すとおりとした。

表 4.4.2－12　予測地点の工事用車両台数（12 時間断面交通量）

単位：台/12 時間

予測地点	道路名	大型車	小型車	合計
地点１	国道 409 号	130	9	139

③　将来予測交通量

将来予測交通量は、表 4.4.2－13 に示すとおり、①将来一般交通量に②工事用車両台数を加えた台数（①＋②）とした。

表 4.4.2－13　予測地点の将来予測交通量（12 時間断面交通量）

単位：台/12 時間

予測地点	道路名	大型車	小型車	合　計
地点１	国道 409 号	2,239	9,511	11,750

（ｃ）走行速度

走行速度は、対象道路の規制速度を用いるものとし、「４．１　騒音（３）予測及び評価　イ　工事用車両の走行に係る影響」（200ページ参照）と同様とした。

（ｄ）道路条件

予測地点の道路横断面構成は、図4.4.2－6に示すとおりである。

（ｅ）基準点の位置

振動予測の基準点の位置は、図4.4.2－6に示すとおりであり、最外側車線の中心から5.0ｍの位置とした。

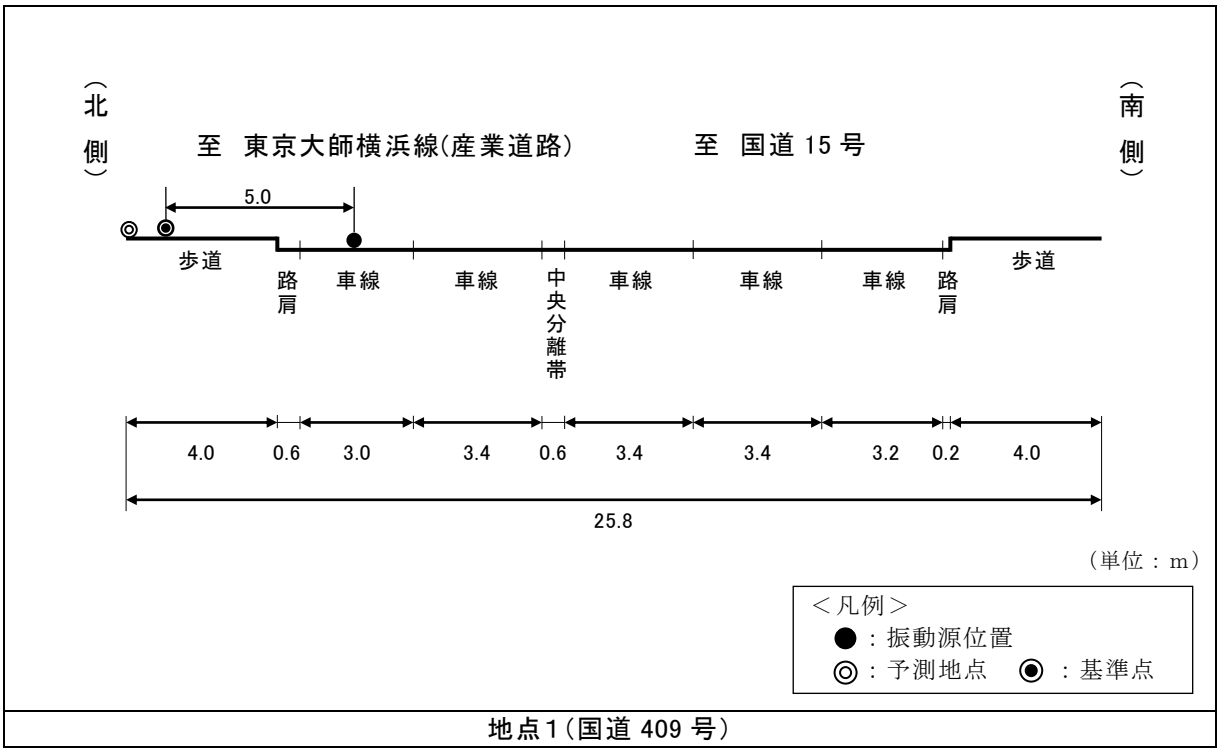

地点1（国道 409 号）

図 4.4.2－6　道路横断面構成及び基準点の位置

f　予測結果

工事用車両の走行に係る振動レベル予測結果の最大値（ピーク時間帯）は、表 4.4.2－14 に示すとおりである。

工事用車両の走行に係る振動レベルの最大値は 47.7 デシベルとなり、環境保全目標（昼間：65 デシベル以下）を満足するものと予測する。

なお、詳細な内容は資料編（資料６－３、資－68 ページ参照）に示す。

表 4.4.2－14　工事用車両の走行に係る振動レベルの予測結果（L_{10}）

単位：デシベル

予測地点	時間区分	ピーク時間帯	現況振動レベル *L1*	将来振動レベル *L5*	増加量（*L5*－*L1*）	環境保全目標
地点１（国道 409 号北側）	昼間	９時～10 時	47.6	47.7	0.1	65 以下

注）*L1*、*L5* は、図 4.4.2－5 の番号にそれぞれ対応している。

（イ）環境保全のための措置

本事業では、振動の影響を低減するために、次のような措置を講じる計画である。

・工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行う。

・工事用車両の不要な空ふかし、急加速等の高負荷運転の防止、アイドリングストップ等のエコドライブの指導を工事管理業者が行う。

・工事の始業前に工事用車両の点検を行い、整備不良・劣化等による振動の上昇を防止する。

・工事用車両については、川崎市域の産業道路の沿道環境保全のため、迂回できる場合は他の道路を利用するとともに、産業道路を走行する際には、中央寄りの車線を走行するよう指導する。

（ウ）評　価

工事用車両の走行に係る振動レベルの最大値は 47.7 デシベルとなり、環境保全目標（昼間：65 デシベル以下）を満足するものと予測する。

さらに、本事業では、工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行うなどの環境保全のための措置を講じることから、沿道の生活環境の保全に支障のないものと評価する。

ウ　施設関連車両の走行に係る影響

（ア）予　測

a　予測項目

予測項目は、施設関連車両の走行に係る振動レベルとした。

b　予測地域・予測地点

予測地点は、施設関連車両の走行ルート沿道において現地調査を行った地点とし、図 4.4.2－1（223 ページ参照）に示した１地点とした。また、大型車は川崎事業所を左折イン、左折アウトで出入りすることから、沿道への影響が大きくなる国道 409 号の北側車線を対象に予測を行った。

c　予測時期

予測時期は、供用時において施設の稼動が定常の状態となる時期とした。

d　予測方法

施設関連車両の走行に係る振動の予測手順は、図 4.4.2－7 に示すとおりとした。また、予測式は、建設省土木研究所の提案式を用いた。予測式の内容及び将来一般交通量による振動レベルの補正値は、資料編（資料６－３、資－68 ページ参照）に示す。

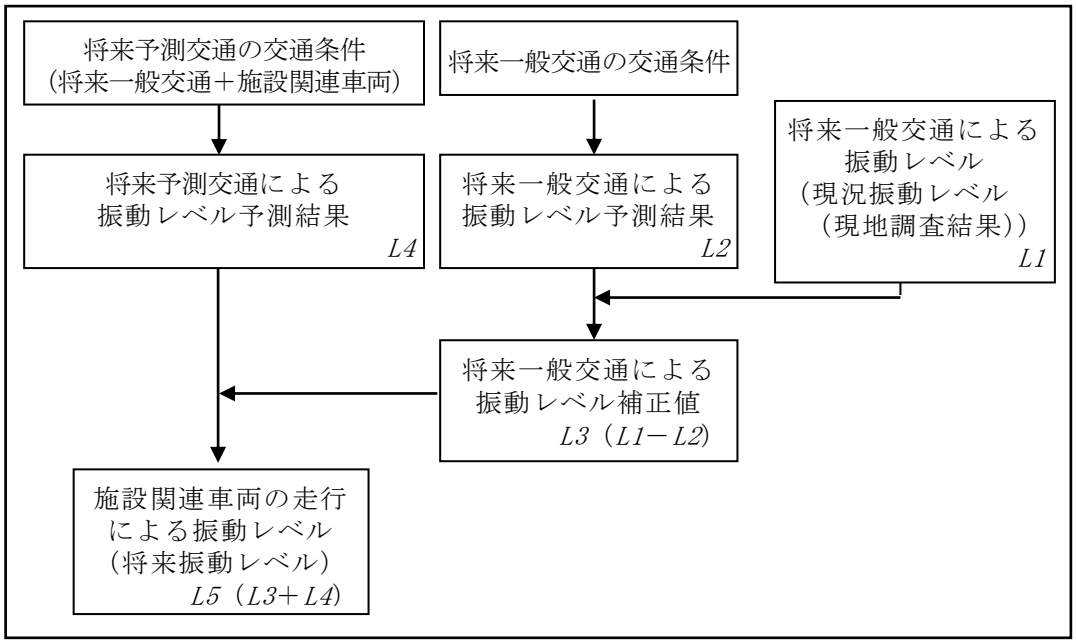

図 4.4.2－7　施設関連車両の走行に係る振動の予測手順

e　予測条件

（a）予測時間帯

予測時間帯は、施設関連車両が走行する時間帯（６時～19時の13時間）とした。

（b）交通条件

予測に用いる交通条件を以下に示す。なお、詳細な内容は資料編（資料８－２、資－94ページ参照）に示す。

①　将来一般交通量

将来一般交通量は、現況交通量と同様とし、現況調査結果を基に表4.4.2－15に示すとおり設定した。

表 4.4.2－15　予測地点の将来一般交通量（13 時間断面交通量）

単位：台/13 時間

予測地点	道路名	大型車	小型車	合計
地点１	国道 409 号	2,267	10,168	12,435

注）地点１の交通量は、交差点Ａの断面ｄ（至　国道 15 号）の値を用いた。
交差点及び断面の位置は、「７　地域社会　７．１　地域交通（交通混雑、交通安全）」（289 ページ参照）に示す。

②　施設関連車両台数

施設関連車両台数は、表4.4.2－16に示すとおりとした。

表 4.4.2－16　予測地点の施設関連車両台数（13 時間断面交通量）

単位：台/13 時間

予測地点	道路名	大型車	小型車	合計
地点１	国道 409 号	70	0	70

③　将来予測交通量

将来予測交通量は、表 4.4.2－17 に示すとおり、①将来一般交通量に②施設関連車両台数を加えた台数（①＋②）とした。

表 4.4.2－17　予測地点の将来予測交通量（13 時間断面交通量）

単位：台/13 時間

予測地点	道路名	大型車	小型車	合　計
地点１	国道 409 号	2,337	10,168	12,505

（ｃ）走行速度

走行速度は、対象道路の規制速度を用いるものとし、「４．１　騒音（３）予測及び評価　イ　工事用車両の走行に係る影響」（200ページ参照）と同様とした。

（ｄ）道路条件

予測地点の道路横断面構成は、図4.4.2－8に示すとおりである。

（ｅ）基準点の位置

振動予測の基準点の位置は、図4.4.2－8に示すとおりであり、最外側車線の中心から5.0ｍの位置とした。

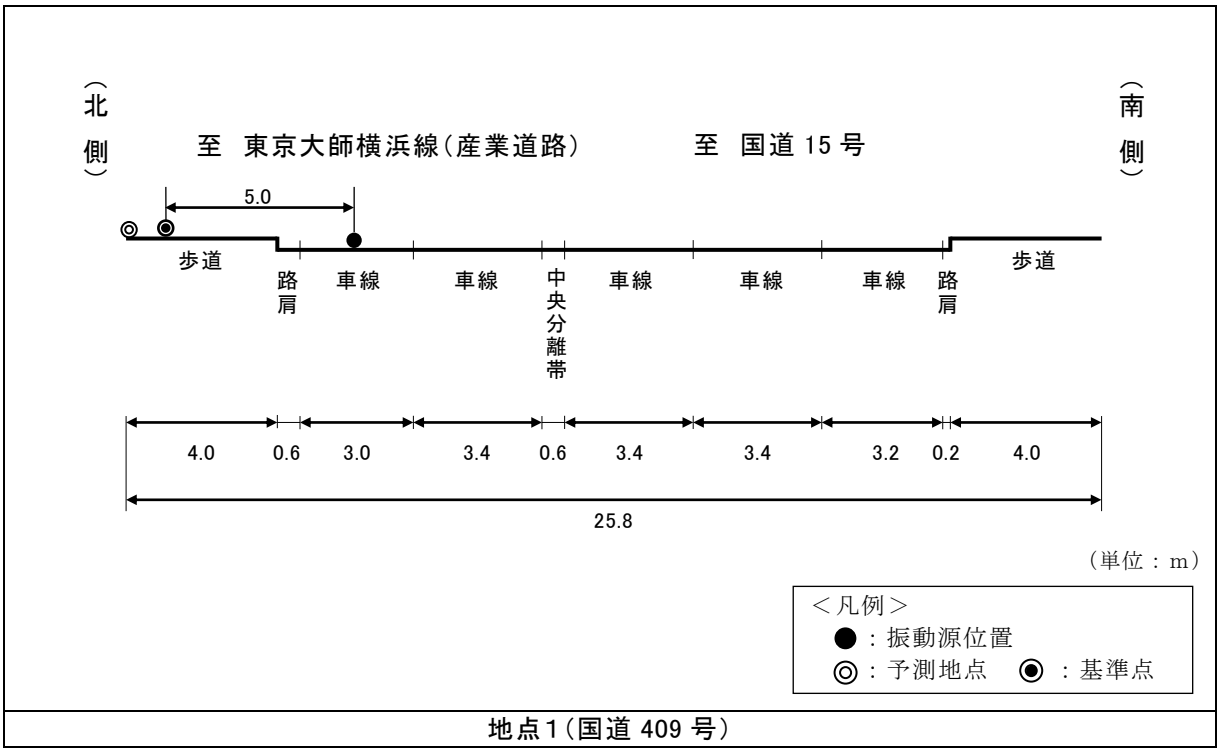

地点1（国道 409 号）

図 4.4.2－8　道路横断面構成及び基準点の位置

f　予測結果

施設関連車両の走行に係る振動レベル予測結果の最大値（ピーク時間帯）は、表 4.4.2－18 に示すとおりである。

施設関連車両の走行に係る振動レベルの最大値は、昼間において 47.7 デシベル、夜間において 46.1 デシベルとなり、環境保全目標（昼間：65 デシベル以下、夜間：60 デシベル以下）を満足するものと予測する。

なお、詳細な内容は資料編（資料６－３、資－68 ページ参照）に示す。

表 4.4.2－18　施設関連車両の走行に係る振動レベルの予測結果（L_{10}）

単位：デシベル

予測地点	時間区分	ピーク時間帯	現況振動レベル *L1*	将来振動レベル *L5*	増加量（*L5*－*L1*）	環境保全目標
地点１（国道 409 号北側）	昼間	９時～10 時	47.6	47.7	0.1	65 以下
	夜間	６時～７時	46.0	46.1	0.1	60 以下

注）*L1*、*L5* は、図 4.4.2－7 の番号にそれぞれ対応している。

（イ）環境保全のための措置

本事業では、振動の影響を低減するために、次のような措置を講じる計画である。

・特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行う。
・施設関連車両に対して、整備不良・劣化等による振動の上昇を防止するため、掲示板等により整備、点検を徹底するよう運転者の注意喚起を図る。
・従業員の通勤には自家用車は原則使用せず、公共交通機関を使用する。
・川崎市域の産業道路の沿道環境保全のため、迂回できる場合は他の道路を利用するとともに、産業道路を走行する際には、中央寄りの車線を走行するよう指導する。

（ウ）評　価

施設関連車両の走行に係る振動レベルの最大値は、昼間において 47.7 デシベル、夜間において 46.1 デシベルとなり、環境保全目標（昼間：65 デシベル以下、夜間：60 デシベル以下）を満足するものと予測する。

さらに、本事業では、施設関連車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行うなどの環境保全のための措置を講じることから、沿道の生活環境の保全に支障のないものと評価する。

５．廃棄物等

５．１　一般廃棄物

施設の供用における一般廃棄物の状況等について調査し、施設の供用に係る一般廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法について、予測及び評価を行った。

（１）現況調査

ア　調査項目

本事業に伴う一般廃棄物の影響を予測するための基礎資料を得ることを目的として、次の項目について調査を行った。

（ア）一般廃棄物の状況

（イ）関係法令等による基準等

イ　調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

ウ　調査方法等

（ア）一般廃棄物の状況

既存資料調査及び現地踏査により把握した。

（イ）関係法令等による基準等

次の関係法令等の内容を整理した。

・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」

・「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」

・「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」

・「地域環境管理計画の地域別環境保全水準」

エ　調査結果

（ア）一般廃棄物の状況

平成24年度～28年度における川崎市のごみ焼却量等の実績は表4.5.1－1に示すとおりである。

計画地は、現在事業活動を行っていないことから、一般廃棄物の発生はない。なお、味の素食品(株)の本事業に関連する既存施設の実績は、平成28年度で約17t/年となっており、種類としては紙屑・雑芥等となっている。

この他、段ボール、紙類などの再資源化が可能なものは極力再資源化を行っている。

表 4.5.1－1　川崎市のごみ焼却量等の実績（平成 24 年度～28 年度）

年度			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
日数			365	365	365	366	365
人口（人）注1）			1,439,164	1,448,196	1,461,043	1,475,300	1,489,477
焼却ごみ（ｔ）			392,926	377,363	370,849	371,270	366,016
内訳	家庭系焼却ごみ		275,587	258,810	249,626	251,273	249,303
	内訳	普通ごみ	267,759	250,435	241,632	242,954	241,086
		粗大・小物金属可燃分	7,828	8,375	7,994	8,319	8,217
	事業系焼却ごみ		116,889	118,129	120,819	119,547	116,333
	道路清掃ごみ		450	424	404	450	380
資源化量（ｔ）注2）			143,054	154,299	161,541	155,552	148,983
資源化率（%）			26.7	29.0	30.0	29.5	28.9
内訳	粗大・小物金属資源化分		3,938	3,814	3,860	3,768	3,805
	空き缶		7,304	7,859	7,722	7,134	6,270
	空き瓶		11,653	11,921	11,960	12,225	11,293
	ペットボトル		5,103	5,168	5,076	4,954	4,991
	ミックスペーパー		10,662	13,306	14,063	13,618	13,010
	プラ製容器包装		3,811	9,008	12,395	12,587	12,753
	資源集団回収		47,875	47,999	46,654	45,048	42,773
	その他注3）		369	395	221	233	226
事業系資源化物			55,473	53,535	52,468	53,449	53,459
乾電池（ｔ）			245	287	268注6）	255注6）	287注6）
総排出量（ｔ）注4）			536,225	531,949	532,390	526,822	514,999
１人１日当たりごみ排出量（ｇ）注5）			1,021	1,006	998	976	947

注１）人口は、各年度 10 月１日現在の人口に基づく。
注２）資源化量とは、資源集団回収（古紙・ダンボール等）、市分別収集（空き缶・空きびん・ペットボトル・小物金属・ミックスペーパー・プラスチック製容器包装、粗大ごみ）、事業系資源物（梱包材・ダンボール等）、その他（生ごみリサイクル）を含めて算出したもの。
注３）その他とは、生ごみ資源化物、自主回収及び古布等の合計値。
注４）総排出量＝焼却量＋資源化量＋乾電池
注５）１人１日当たりごみ排出量とは、一般家庭（家庭系焼却ごみ・家庭系資源物）、事業者（事業系焼却ごみ・事業系資源物（事業活動に伴い出される資源物））、その他（道路清掃ごみ）の合計を人口及び年間日数（うるう年の場合は 366 日）で除したもの。
注６）使用済み乾電池と安定的にリサイクルすることができるようになったため、平成 26 年度から資源化量の内訳へ記載している。
出典：「平成 29 年度　環境局事業概要 －廃棄物編－　ごみ減量　未来へつなげる　エコ暮らしの推進」（平成 29 年９月　川崎市）

（イ）関係法令等による基準等

a　廃棄物処理法

廃棄物処理法では、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を行い、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。

また、事業者の責務として、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理し、廃棄物の再生利用及び減量への取組を定めている。

b　資源有効利用促進法

資源有効利用促進法では、循環型社会を形成していくために必要な３Ｒ（減容、再利用、再資源化）の取組が必要となる業種や製品を政令で指定し、自主的に取組むべき具体的な内容が定められている。

現在、10 業種、69 品目を指定して、製品の製造段階における３Ｒ対策、設計段階における３Ｒの配慮、分別回収のための識別表示、事業者による自主回収、リサイクルシステムの構築などが規定されている。

c　川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例

本条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用及び再生利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理することにより、資源循環型の社会の構築、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、良好な都市環境の形成に資することを目的としている。

条例では、事業者の責務等が規定されているほか、廃棄物保管施設の設置、排出方法等について市と協議することが定められている。

また、事業系一般廃棄物を一定量以上排出する事業者（多量排出事業者）は、事業系一般廃棄物の排出の抑制、再利用及び再生利用並びに事業系一般廃棄物の適正な処理に関し、規定で定める事業系一般廃棄物減量等計画書の提出が義務付けられている。

d　地域環境管理計画の地域別環境保全水準

地域環境管理計画の地域別環境保全水準は、一般廃棄物については、「生活環境の保全に支障のないこと。」と定められている。

（２）環境保全目標

環境保全目標は、地域環境管理計画の地域別環境保全水準に基づき、「生活環境の保全に支障のないこと」と設定した。

（３）予　測

ア　予測項目

予測項目は、施設の供用に係る一般廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法とした。

イ　予測地域・予測地点

予測地域は、計画地とした。

ウ　予測時期

予測時期は、供用時において施設の稼動が定常の状態となる時期とした。

エ　予測方法

予測方法は、既存施設での実績も踏まえ、事業計画に基づき推定するものとした。

オ　予測結果

施設の供用に係る一般廃棄物の発生量は表4.5.1－2に示すとおりである。

供用時における一般廃棄物は、可燃性廃棄物が約18ｔ/年発生するものと予測する。

施設の供用に係る一般廃棄物は、一時保管場所（図1－16、38ページ参照）に保管した後に、川崎事業所内の既存集積場へ移動し、分別のうえ保管する。これらは、川崎市の許可を受けた業者に収集・運搬を委託し、事業系一般廃棄物として適正に処理する。

表 4.5.1－2　施設の供用に係る一般廃棄物の発生量

区分	種類	発生量 (t/年)	資源化量 (t/年)	処分量 (t/年)	処理方法	
						資源化率 (%)
一般 廃棄物	可燃性廃棄物 (紙屑・雑芥等)	約 18	0	約 18	事業系一般廃棄物として処理	0

注 1）発生量及び資源化率は、平成 28 年度の既存工場の実績を基に推計した。
注 2）有価で再資源化が可能な段ボール、紙類等は含んでいない。

（４）環境保全のための措置

本事業では、一般廃棄物の発生量の低減、資源化の推進と適正処理の観点から、次のような措置を講じる計画である。

・廃棄物は、適切な規模の廃棄物保管場所で分別保管する。

・段ボール、紙類などの再資源化が可能なものは極力再資源化を行う。

・従業員に対して掲示板、貼り紙等により、廃棄物の発生抑制及び資源化の推進を促す啓発活動を行う。

（５）評　価

施設の供用に係る一般廃棄物については、可燃性廃棄物が約18ｔ/年発生するものと予測する。

施設の供用に係る一般廃棄物は、一時保管場所に保管した後に、川崎事業所内の既存集積場へ移動し、分別のうえ保管する。これらは、川崎市の許可を受けた業者に収集・運搬を委託し、事業系一般廃棄物として適正に処理する。

さらに、本事業では、従業員に対して掲示板、貼り紙等により、廃棄物の発生抑制及び資源化の推進を促す啓発活動を行うなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。

５．２　産業廃棄物

計画地における産業廃棄物の状況等について調査し、建設工事に係る産業廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法、施設の供用に係る産業廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法について、予測及び評価を行った。

（１）現況調査

ア　調査項目

本事業に伴う産業廃棄物による影響を予測するための基礎資料を得ることを目的として、次の項目について調査を行った。

（ア）産業廃棄物の状況

（イ）関係法令等による基準等

イ　調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

ウ　調査方法等

（ア）産業廃棄物の状況

「川崎市産業廃棄物実態調査報告書」等の既存資料調査により把握した。

（イ）関係法令等による基準等

次の関係法令等の内容を整理した。

・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」
・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」
・「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」
・「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」
・「建設産業廃棄物の適正管理の手引き」
・「地域環境管理計画の地域別環境保全水準」

エ　調査結果

（ア）産業廃棄物の状況

平成 26 年度における川崎市の産業廃棄物の発生量等は表 4.5.2－1 に示すとおりである。

計画地は、現在事業活動を行っていないことから、産業廃棄物の発生はない。なお、味の素食品（株）の本事業に関連する既存施設の実績（平成 28 年度）は表 4.5.2－2 に示すとおりであり、約 841t/年となっている。

表 4.5.2－1　川崎市の産業廃棄物の排出量、再生利用量、最終処分量（平成 26 年度）

単位：千ｔ/年

種類	合計	燃え殻	有機性汚泥	無機性汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス・陶磁器くず	鉱さい	がれき類	ばいじん	その他
排　出　量	2,508	0	1,066	430	49	95	50	57	5	30	0	23	－	－	52	52	23	299	284	5
再生利用量	1,018	0	49	200	23	4	23	27	2	24	0	11	－	－	45	47	8	270	284	2
最終処分量	92	0	1	25	3	3	0	12	0	3	0	2	－	－	1	3	3	22	－	2

出典：「川崎市産業廃棄物実態調査報告書（平成 26 年度実績）」（平成 28 年３月　川崎市）

表 4.5.2－2　本事業に関連する既存施設における産業廃棄物の発生量（平成 28 年度）

単位：ｔ/年

区分	種類	産業廃棄物発生量
産業廃棄物	動植物性残さ注)	約 590
	廃プラスチック類	約 187
	汚泥	約 47
	金属くず	約 12
	廃油・有機廃液	約 4
	ガラス及び陶磁器くず	約 1
合　　計		約 841

注）製造工程で排出される食品原料（粉体、具材）や規格外製品等。

（イ）関係法令等による基準等

a　廃棄物処理法

廃棄物処理法では、産業廃棄物処理について、「事業主自らの責任において適正に処理すること」が定められており、これには委託処理も含まれている。

産業廃棄物の運搬または処理を他人に委託する場合には、運搬については廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬の許可を受けた者等に、また、処分については同法に基づく産業廃棄物処分業の許可を受けた者等に委託しなければならないと定められている。

b　建設リサイクル法

建設リサイクル法は、建設工事に係る特定の建設資材について、その分別解体等や再資源化等を促進することなどにより、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るものである。

c　資源有効利用促進法

資源有効利用促進法では、循環型社会を形成していくために必要な３Ｒ（減容、再利用、再資源化）の取組が必要となる業種や製品を政令で指定し、自主的に取組むべき具体的な内容が定められている。

現在、10 業種、69 品目を指定して、製品の製造段階における３Ｒ対策、設計段階における３Ｒの配慮、分別回収のための識別表示、事業者による自主回収、リサイクルシステムの構築などが規定されている。

d　食品リサイクル法

食品リサイクル法は、食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進するものである。

e　建設産業廃棄物の適正管理の手引き（平成 24 年４月　川崎市）

建設産業廃棄物の適正管理の手引きでは、建設廃棄物のより一層の資源化や適正処理等を図ることを目的として、廃棄物処理法及び建設リサイクル法で定められた廃棄物の処理に関する法の仕組みと、個別具体の問題に対し国から出された通知について解説されている。

f　地域環境管理計画の地域別環境保全水準

地域環境管理計画の地域別環境保全水準は、産業廃棄物については、「生活環境の保全に支障のないこと。」と定められている。

（２）環境保全目標

環境保全目標は、地域環境管理計画の地域別環境保全水準に基づき、「生活環境の保全に支障のないこと。」と設定した。

（３）予測及び評価

ア　建設工事に係る影響

（ア）予　測

a　予測項目

予測項目は、建設工事に係る産業廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法とした。

b　予測地域・予測地点

予測地域は、計画地とした。

c　予測時期

予測時期は、工事期間全体とした。

d　予測方法

予測方法は、施工計画及び建築計画(延べ面積・原単位)に基づき推定するものとした。

e　予測結果

工事中に発生する産業廃棄物は、表4.5.2－3に示すとおりである。産業廃棄物の発生量は、コンクリートがら約176ｔ、木くず約38ｔ、廃プラスチック類約34ｔ、金属くず約12ｔ等、合計約506ｔと予測し、このうち約397ｔについては原材料等として資源化を図ることから、資源化率は約78.4%になるものと予測する。

建設工事に係る産業廃棄物は、分別のうえ保管し、それぞれ法令に基づく許可を受けた産業廃棄物処理業者等に委託して適正に処理するとともに、再生利用が可能なものについては、資源化を図る計画である。また、汚泥については、約11,820 m^3発生するものと予測し、適正に処理するとともに、改良土・再生土等として資源化を図る計画である。

表 4.5.2－3　工事中の産業廃棄物の予測結果

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">種類</th><th rowspan="2">発生量（ｔ）</th><th colspan="2" rowspan="2">主な処理方法</th><th>資源化量
（ｔ）</th></tr>
<tr></tr>
<tr><td rowspan="3">がれき類</td><td>コンクリートがら</td><td>約 176</td><td rowspan="14">許可を受けた産業廃棄物処理業者等に委託</td><td rowspan="2">建設リサイクル法の特定建設資材として資源化</td><td>約 176</td></tr>
<tr><td>アスファルト・コンクリートがら</td><td>約 8</td><td>約 8</td></tr>
<tr><td>小計</td><td>約 184</td><td>－</td><td>約 184</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず</td><td>ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず</td><td>約 19</td><td>原材料等として資源化</td><td>約 19</td></tr>
<tr><td>廃石膏ボード</td><td>約 15</td><td>原材料等として資源化</td><td>約 15</td></tr>
<tr><td>小計</td><td>約 34</td><td>－</td><td>約 34</td></tr>
<tr><td colspan="2">廃プラスチック類</td><td>約 34</td><td>原材料等として資源化</td><td>約 34</td></tr>
<tr><td colspan="2">金属くず</td><td>約 12</td><td>原材料等として資源化</td><td>約 12</td></tr>
<tr><td colspan="2">木くず</td><td>約 38</td><td>建設リサイクル法の特定建設資材として資源化</td><td>約 38</td></tr>
<tr><td colspan="2">紙くず</td><td>約 8</td><td>原材料等として資源化</td><td>約 8</td></tr>
<tr><td colspan="2">混合廃棄物</td><td>約 87</td><td>中間処理施設に搬出、資源化を極力図り、一部埋立処分</td><td>約 87</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td>約 109</td><td>埋立処分</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="2">合計</td><td>約 506</td><td colspan="2">資源化率　約78.4%</td><td>約 397</td></tr>
<tr><td colspan="2">汚泥</td><td>約11,820m³</td><td colspan="2">改良土・再生土等として再資源化</td><td>約11,820m³</td></tr>
</table>

注）発生量の算定根拠を資料編（資料７－１、資－73 ページ参照）に示す。

（イ）環境保全のための措置

本事業では、産業廃棄物の発生量の低減、資源化の推進と適正処理の観点から、次のような措置を講じる計画である。

・工事用資材は、できる限り再使用することにより、廃棄物の発生量を低減する。

・発生する建設廃棄物は、作業場内で分別管理を徹底し、品目に応じて適切な業者に委託することにより極力資源化を行う。

・産業廃棄物の搬出運搬時には、荷崩れや飛散等が生じないように荷台カバー等を使用するなど適切な対策を行う。

（ウ）評　価

工事中に発生する産業廃棄物は、コンクリートがら約 176ｔ、木くず約 38ｔ、廃プラスチック類約 34ｔ、金属くず約 12ｔ等、合計約 506ｔと予測し、このうち約 397ｔについては原材料等として資源化を図ることから、資源化率約 78.4%になるものと予測する。

建設工事に係る産業廃棄物は、分別のうえ保管し、それぞれ法令に基づく許可を受けた産業廃棄物処理業者等に委託して適正に処理するとともに、再生利用が可能なものについては資源化を図る。また、汚泥については、約11,820m^3発生するものと予測し、適正に処理するとともに、改良土・再生土等として資源化を図る計画である。

さらに、本事業では、工事用資材は、できる限り再使用することにより、廃棄物の発生量を低減するなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。

イ　施設の供用に係る影響

（ア）予　測

a　予測項目

予測項目は、施設の供用に係る産業廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法とした。

b　予測地域・予測地点

予測地域は、計画地とした。

c　予測時期

予測時期は、供用時において施設の稼動が定常の状態となる時期とした。

d　予測方法

予測方法は、既存施設での実績（表4.5.2-2、251ページ参照）を踏まえ事業計画に基づき推定するものとした。

e　予測結果

施設の供用に係る産業廃棄物の発生量は表4.5.2－4に示すとおりである。

供用時における産業廃棄物は、動植物性残さ約629ｔ/年、廃プラスチック類約199ｔ/年、汚泥約50ｔ/年、金属くず約13ｔ/年等の合計約896ｔ/年が発生するものと予測し、このうち約882ｔ/年について資源化を図ることから、資源化率は約98.4%になるものと予測する。

施設の供用に係る産業廃棄物は、一時保管場所（図1－16、38ページ参照）に保管した後に、川崎事業所内の既存集積場へ移動し、分別のうえ保管する。これらは、「廃棄物処理法」の許可を受けた業者に委託して、適正に処理する。

表 4.5.2－4　供用時における産業廃棄物の発生量

区分	種類	発生量（ｔ/年）	資源化量（ｔ/年）	処分量（ｔ/年）	処理等の方法	
産業廃棄物	動植物性残さ	約 629	約 623	約 6	産業廃棄物処理業者に委託処理	原料化（堆肥等） 焼却処理
	廃プラスチック類	約 199	約 197	約 2		固形燃料化 埋立処分
	汚泥	約 50	約 49	約 1		原料化（助燃剤等） 焼却処理
	金属くず	約 13	約 13	0		原料化（製鋼原料等）
	廃油・有機廃液	約 4	0	約 4		焼却処理
	ガラス及び陶磁器くず	約 1	0	約 1		埋立処分
合　　計		約 896	約 882	約 14	資源化率：約98.4%	

注）資源化率は、既存施設の実績より算出した。

（イ）環境保全のための措置

本事業では、産業廃棄物の発生量の低減、資源化の推進と適正処理の観点から、次のような措置を講じる計画である。

・産業廃棄物は、一時保管場所に保管した後に、川崎事業所内の既存集積場（図1－16、38ページ参照）へ搬送し、分別のうえ保管する。

・肥料や路盤材等の資源として産業廃棄物の有効利用を図る。

・新しい設備を導入することで、製品切替時のクリーニングで発生する廃棄物の低減を図る。

（ウ）評　価

供用時における産業廃棄物は、動植物性残さ約629ｔ/年、廃プラスチック類約199ｔ/年、汚泥約50ｔ/年、金属くず約13ｔ/年等の合計約896ｔ/年が発生するものと予測し、このうち約882ｔ/年について資源化を図ることから、資源化率は約98.4%になるものと予測する。

施設の供用に係る産業廃棄物は、一時保管場所に保管した後に、川崎事業所内の既存集積場へ移動し、分別のうえ保管する。これらは、「廃棄物処理法」の許可を受けた業者に委託して、適正に処理する。

さらに、本事業では、新しい設備を導入することで、製品切替時のクリーニングで発生する廃棄物の低減を図るなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境の保全に支障のないものと評価する。

５．３　建設発生土

計画地における建設発生土の状況等を調査し、建設工事に係る建設発生土の量及び処理・処分方法について、予測及び評価を行った。

（１）現況調査

ア　調査項目

建設工事に係る建設発生土について予測及び評価を行うための資料を得ることを目的として、以下に示す項目について調査を行った。

（ア）建設発生土の状況

（イ）関係法令等による基準等

イ　調査地域

（ア）建設発生土の状況

調査地域は、計画地及びその周辺都県とした。

ウ　調査方法

（ア）建設発生土の状況

「建設副産物実態調査結果」等の既存資料を収集・整理し、計画地周辺都県における建設発生土の再利用の状況を把握した。

（イ）関係法令等による基準等

以下の関係法令等の内容を整理した。

・「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」

・「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」

・「建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省）」

・「地域環境管理計画の地域別環境保全水準」

エ　調査結果

（ア）建設発生土の状況

平成 24 年度における計画地周辺都県での建設発生土の排出状況及び再利用状況は、表 4.5.3－1 に示すとおりである。

なお、計画地は、現在事業活動を行っていないことから、建設発生土の発生及び搬出はない。

表4.5.3－1　建設発生土の排出状況（平成24年度：計画地周辺都県）

単位：千m^3

工事場所	工事区分		場外排出量	工事間利用	土質改良プラント	内陸受入地
神奈川県	土木工事	公共	3,216.1	759.3	225.9	2,230.8
		民間	277.1	5.4	1.2	270.4
	新築・増築工事		2,063.2	46.4	1.7	2,015.1
	解体工事		1.0	0.0	0.0	1.0
	修繕工事		7.6	1.0	0.2	6.4
	建設工事合計		5,565.0	812.1	229.1	4,523.8
茨城県	土木工事	公共	2,575.4	991.6	113.0	1,470.8
		民間	253.8	142.7	0.1	111.0
	新築・増築工事		376.3	143.3	0.4	232.6
	解体工事		1.4	0.4	0.0	0.9
	修繕工事		14.4	0.5	0.0	13.9
	建設工事合計		3,221.2	1,278.5	113.6	1,829.2
埼玉県	土木工事	公共	2,455.0	1,451.7	234.4	768.9
		民間	153.0	97.2	1.5	54.4
	新築・増築工事		887.8	325.2	1.7	560.9
	解体工事		2.6	1.0	0.1	1.5
	修繕工事		6.1	0.8	0.1	5.1
	建設工事合計		3,504.4	1,875.8	237.7	1,390.8
千葉県	土木工事	公共	2,900.0	787.3	258.3	1,854.4
		民間	219.0	10.7	80.7	127.6
	新築・増築工事		976.1	160.2	2.8	813.1
	解体工事		15.1	9.0	0.1	6.0
	修繕工事		2.8	0.0	0.4	2.4
	建設工事合計		4,112.9	967.1	342.2	2,803.5
東京都	土木工事	公共	3,059.0	700.3	991.0	1,367.6
		民間	250.3	49.4	17.7	183.3
	新築・増築工事		2,667.7	274.7	18.5	2,374.5
	解体工事		8.9	1.2	0.8	6.8
	修繕工事		6.9	0.3	0.5	6.1
	建設工事合計		5,992.8	1,025.9	1,028.5	3,938.3

注）建設工事合計は資料に基づく数値である。
出典：「平成 24 年度建設副産物実態調査結果」（平成 26 年３月　国土交通省）

（イ）関係法令等による基準等

a　資源有効利用促進法

循環型社会を形成していくために必要な３Ｒ（減容、再利用、再資源化）の取組が必要となる業種や製品を政令で指定し、自主的に取組むべき具体的な内容が定められている。

事業者等の責務については、事業または建設工事の発注を行うに際して、原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するように努めなければならない。事業または建設工事の発注は、その事業に係る製品が長期間使用されることを促進するよう努めるとともに、その事業に係る製品が一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部若しくは一部を再生資源若しくは再生部品として利用することを促進し、またはその事業若しくはその建設事業に係る副産物の全部若しくは一部を再生資源として利用することを促進しなければならないとされている。

b　神奈川県土砂の適正処理に関する条例

本条例は、土砂の搬出、搬入、埋立て等について必要事項を定めることにより、土砂の適正な処理を推進し、県土の秩序ある利用を図るとともに、県民の生活の安全を確保することを目的としている。

この条例では、工事区域外に 500m^3以上の土砂を搬出する場合には、予め土砂の搬出にかかる計画を作成し、知事に届出る必要があると規定されている。

c　建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省）

本要綱は、建設工事の副産物である建設発生土と建設廃棄物の適正な処理等に係る総合的な対策を発注者及び施工者が適切に実行するために必要な基準を示し、もって建設工事の円滑な施工の確保、資材の有効な利用の促進及び生活環境の保全を図ることを目的としている。

d　地域環境管理計画の地域別環境保全水準

「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準は、「生活環境の保全に支障のないこと」と定められている。

（２）環境保全目標

環境保全目標は、地域環境管理計画の地域別環境保全水準に基づき、「生活環境の保全に支障のないこと。」と設定した。

（３）予　測

ア　予測項目

予測項目は、建設工事に係る建設発生土の量及び処理・処分方法とした。

イ　予測方法等

（ア）予測地域

予測地域は、計画地とした。

（イ）予測時期

予測時期は、工事期間全体とした。

（ウ）予測方法

建設発生土の発生量は、施工計画や計画建物の規模を基に算定した。

建設発生土の処理方法は、施工計画の内容から推定した。

ウ　予測結果

建設工事に係る建設発生土の量は、表 4.5.3－2 に示すとおり、約 15,000m^3 と予測する。

建設発生土の仮置き場所を計画地内で確保することが困難なことから、発生量の全量である約 15,000m^3 を計画地外に搬出し、建設発生土の処分については「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」等に基づき、許可を得た処分地に搬出し、適正に処理する。

表 4.5.3－2　工事中に発生する建設発生土の量（ほぐし土量）

種類	建設発生土
発生量	約 15,000m^3
搬出量	約 15,000m^3

注）発生土の算定根拠を資料編（資料７－２、資－74 ページ参照）に示す。

（４）環境保全のための措置

本事業では、生活環境の保全の観点から、次のような措置を講じる計画である。

・建設発生土の搬出に際し、荷崩れや土砂の飛散が生じないように荷台カバー等を使用する。

・建設発生土は、施工業者の残土受入リストやネットワークを利用して、可能なものは他の工事現場の埋戻し土等として再利用する。

・再利用が困難な建設発生土は、「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」等に基づき、許可を得た処分地に搬出し、適正に処理する。

（５）評　価

建設工事に係る建設発生土の量は、約 15,000m^3 と予測する。

建設発生土の仮置き場所を計画地内で確保することが困難なことから、発生量の全量である約 15,000m^3 を計画地外に搬出し、建設発生土の処分については「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」等に基づき、許可を得た処分地に搬出し、適正に処理する。

さらに、本事業では、建設発生土の搬出に際し、荷崩れや土砂の飛散が生じないように荷台カバー等を使用するなどの環境保全のための措置を講じる。

これらのことから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないものと評価する。